

「オットー・フォン・ギールケの思い出」ウルリッヒ・
シュトウツツ（一九二二年一月二八日ベルリン法律家
協会での追悼演説）

庄子良男 訳

【訳者前書】私は『駿河台法学』第二三巻一号ないし二六巻一号において、ギールケのドイツ団体法論第一巻『ドイツ団体法史論』（原文二二二頁）の最初の二頁から二九五頁までの全訳を発表させていただいてきたが、その間にも、これを読み進めて最近になって漸く『ドイツ団体法史論』の完訳を作ることができた。既発表の分は、ギールケが五期に分ける団体法史区分の第一期と第二期の全部に当たっているが、私の関心の主たる対象である会社法の法人論と直接に関わる部分は、第四期と第五期であり、そこでは、近代の株式会社制度と協同組合制度が、ドイツ的なゲノッセンシャフトの系列に連なる団体として、ドイツ団体法史の最終段階に位置づけられ、検討されている。第三期以降の部分は、既発表分を含めて直接出版することにしたので、ひとまず連載を終えたいと思う。多くの紙面を割いてくださった本学と編集委員の方々に深く感謝申し上げます。

そこで、今回は、数あるギールケの追悼文や論評論文の中でも、伝記的事実に最も詳しいと思われるウルリッヒ・シュトゥッツ教授の「オート・フォン・ギールケの思い出」を翻訳紹介する。シュトゥッツは、一八六八年チューリッヒに生まれ、一九三八年にベルリンで亡くなった非常に著名な教会法学者であるとのことである。ベルリン大学でギールケの最初の講義を聴講した学生の一人であり、一九〇四年ボン大学教授、一九一七年以後はベルリン大学の正教授を務めており、本追悼演説は、ギールケが一九二一年一月一日八十歳でベルリンで亡くなった直後の、一九二一年一月二八日に、ベルリン法律家協会で行った追悼演説である。重厚深遠なギールケの著書同様、その伝記的事実についても、わが国ではあまり知られていないように思われるだけに、身近に接した同僚でしかも年少の生徒かつ友人という立場からみたギールケの人となりやその活動についての、とくにゲルマニストの立場からの証言として、資料的価値が高いように思われる。なお、本追悼演説の原文が掲載されているサヴィニー財団法制史雑誌四三卷(法制史雑誌五六卷)四五頁乃至六三頁には、一八六〇年から一九二一年までの各年次ごとの詳細なギールケの著作目録が付けられているが、本稿では割愛する。

【以上、訳者前書】

ウルリッヒ・シュトゥッツ『オート・フォン・ギールケの思い出』一九二一年一月二八日、ベルリン法律家協会で行われた追悼演説、於ドイツ技術者および建築家会館。サヴィニー財団法史学雑誌四三卷、法史学雑誌五六卷、ゲルマニスト部門。一九二二年、S. VII-S. LXIII。

Ulrich Stutz, Zur Erinnerung an Otto von Gierke. Gedächtnisrede gehalten vor der Juristischen Gesellschaft zu Berlin im Vereinshaus Deutscher Ingenieure und Architekten am 28. November 1921. 【原注】

In: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte Herausgegeben von J. Partsch, O. Gradenwitz, E.

Seckel, E. Heymann, U. Stutz, A. Werminghoff, H.E. Feine. Dreißigster Band LVI. Band der Zeitschrift für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung. Weimar Hermann Böhlhaus Nachfolger. 1922.

【原注1】(この追悼)演説は、本来印刷を予定してはいなかった。とくにこの場所で、私は、本来的に、ギールケのことを、より多く、私が以前にハイインリッヒ・ブルンナー(Heinrich Brunner)とリヒャルト・シュレーダー(Richard Schröder)の場合に行なったような方法において思い出すことを意図した。なぜなら、私は、それが、(死者に向けて彼のより狭いゲマインデの真只中でその話し手として言葉をとおして尊敬を捧げることとは何か違うことであり、そしてさらに、全世界における専門家たちに論文をとおして学者生活とその成果とを報告することも何か違うことである)ことを十分に意識していたからである。それでもしかし、演説を聴いた少なからぬ人々は、そして、演説について噂を聞いた非常に多数の人々は、逆に、ギールケの学問的人格が、私がそれを彼の亡くなった直後の新鮮な印象のもとで彼らとともに見そして描写したごとくに、後世に伝えられることを欲した。これらの望みを、私は、最終的に拒絶することができなかつた。それゆえ、彼の人となり〔in eundem〕までは、今日では、以前よりもさらに僅かにしか問題とされることはないので、私は、(別の場所で公表することが目下の諸事情のもとでは排除されている)演説を、ここでは、告別の辞の代わりに、そしてしかも若干の僅かな諸訂正と諸補充を別とすれば、もとの形のまま、提出しようとするのである。ギールケ自身も、類似の諸場合においては同様の態度を取つた。そして、もし我々が、我々が昨年この雑誌において、彼が偶々印刷のために書いた最後のものを報告することができたことを誇りとするとしても、彼は、それでもしかし、我々の企画との特別の関係を、(ただ全く偶然にのみ共働したことはあつたにせよ)決して持たなかつたので、それゆえ編集の立場から(彼の)貢績を評価することは、この場合においては不必要である。演説は、しかし、まさに徹底して、ゲルマニストであるギールケを対象としている。(その繁栄が最後までとくに彼の心中にあつたところの)ベルリン法律家協会(Berliner Juristische Gesellschaft)の背景において彼を見ることを、おそらく誰も妨げないであろう。むしろその反対である。彼の学者人格の姿が、それをおしてよ

り明白なものとなり、そして、より暖かいものとなるであろうことを、私は願っている。

【以上、原注1】

高く尊敬すべき会衆の皆さん！

オットー・フォン・ギールケは、二度、法律家協会のクライスにおいて追悼演説のために言葉を発しました。

一八九五年一〇月一九日には、それゆえ、すでに自己の成果の完全な高みにおいて、彼〔ギールケ〕は、ルドルフ・フォン・グナイスト (Rudolf von Gneist) について語りました。祝賀された人の私法ならびに公法にとつての意義を等しく正当に評価した、十分に考え抜かれた印象深い演説は、今日もなお、我々がグナイストに關して有している最良のものであり、過去の世紀〔十九世紀〕におけるドイツ法律学の歴史に対するもつとも美しい諸寄与の一つです。

一九一六年一月八日には、しかし、彼は、当時自らもすでに七十歳台の半ばにおいて、すべての方向に向かつての最も繊細で最も愛情に満ちた理解をもって、〈その人とともに、彼が、ドイツ法の学問における我々のベルリン大学の法学部における一種の双子の碩学たる地位において、《ひとはおそらく言つて良いでしょうが》教皇の座を獲得し、そして、彼の世代をその間とおして名声に満ちて主張したのであったところの〉ハインリッヒ・ブルナー (Heinrich Bruner) の生涯と仕事を叙述しました。この演説もまた、残念ながら長い間それによさわしい注目を受けていませんが、その種類における傑作です。

現在の時間を、我々は、オットー・フォン・ギールケ自身に捧げています。彼がこの、我々のクライスに属したゆえにでは全くなく、彼がほとんど半世紀の間、我々の構成員であつた一方で、十二年間、我々の非常に功績ある

議長であり、そして、最後に我々のすべての人々に尊敬される名誉会長であったゆえにのみそうするのではありません。法学の巨匠であり、そして、卓越したドイツの男性に、今日、我々の回想が妥当するのです。我々がここで彼について見たところのものを超えて、我々は、彼を、彼の素朴な偉大さの全体を把握することを試みることを欲するのです。彼の精神的な姿は、十年前に巨匠クリムシュ（Fritz Klmsch）の芸術家的手腕をおして確定された彼の肉体的な姿が我々の前に立っているのと同様に、我々の前に登場することになります。彼の生涯業績のほとんど圧倒的な重圧と彼の存在の豊かさとの直面するとき、私の力よりもっと強力な力にとつてすら、ほとんどあまりにも大胆すぎる冒険です！。あなた方のだれでもが、自らの体験から、そして、とりわけ自らの暖かい感情から、最善のものを付け加える場合にのみ、その大胆な試みは成功することができます。その場合にのみ、オットー・フォン・ギールケは、彼が生きていたごとくに、もう一度我々の間に立ち現われることでしょう。

彼は、シュテッティン(Stettin)において、一八四一年一月一日に、生まれました。洗礼において、彼は、オットー・フリードリッヒ (Otto Friedrich) という名を受け取りました。彼の父であるユリウス・ギールケ (Jurius Gierke) は、その当時、都市の法律顧問の職務を担っていました。オットーの母であるテレゼ (Therese) は、ツイーテルマン家 (Zitelmann) の生まれであり、同名のボンズの法学者は、彼女の甥であり、ギールケのより若い従兄弟です。一八四八年の夏に、家族は、ベルリンに移住しました。心の気高い、天分の豊かな、そして、新たな諸理念の意識において政治的に関心のある男性であった父は、そこで、プロイセンの国民議会 (Nationalversammlung) の構成員として活動し、そして、その当時アウエルスヴァルトーハンゼマン内閣 (Ministerium Auerwald-Hanseman) に農業大臣 (Landwirtschaftsminister) として入閣していました。ベルリンの内閣庭園

における子供らしい遊びをもって私の連関する生涯の追憶が始まっている、と息子ギールケは、我々に後に、彼の七十歳の誕生日に語っています。一八五〇年には、父は、プロムベルクに控訴裁判所長官 (Chefpräsident des Appellationsgerichts) として赴任しました。オットーは、〈実際的にも学術的にも定評のあるギムナジウム教師であり、熟練した数学者であったダインハルト (Dienhardt) によって指導された〉そこでのギムナジウムの第六学年に進学しました。白髪の老人になってもなお、以前の生徒であった彼は、この学校の素晴らしさを感謝の念をもって賞賛しました。そこに突然、死がやってきて、そして、一八五五年、コレラによって、ギールケと彼の五人の兄弟姉妹たちから、短い間に次々と両親を引き離しました。彼が一生涯、決して完全には克服することがなかったところの打撃でした。

孤児となった私の心は硬直し、
Mein verwaistes Herz erstarrte.

おずおずと孤独のなかに身を隠した、
Barg sich schau in Einsamkeit.

と、彼は、七十歳の生年の完成の機会に、詩に作られた回想の中で告白しています。その回想は、彼にとってあらゆる点において特徴的であり、そして、彼を以前から鼓舞した厳肅なそして高い生命理解の雄弁な証言です。彼の母親の家族が、孤児たちに援助の手を差し伸べました。シュテッティンの大聖堂通りにおけるツイーテルマンの家へと、そして、アルトダム側のヘーケンドルフにおける祖母の別邸へと、ギールケの子供たちにとって、やがて再び楽しい思い出が結びつきました。オットー自身は、彼の母の最長兄である法律顧問官オットー・ツイーテルマン (Otto Ziehlmann) の下での親愛に充ちた受け入れを見出しました。この人は、以前、その父と同様に、多忙な、高く尊敬された、彼の職業に完全に満足してはいるが、しかし決して派手な活動をするわけではない弁護士でした。彼オットーと彼の妻である〈ギーゼブレヒト家の生まれで、ギールケのドイツ語および歴史の教師であるルード

ヴィツヒ・ギーゼブレヒト (Ludwig Giesebrecht) の娘であり、そして、ドイツ帝政期の歴史家であるこの人の血を引く) エルネステイーネ (Ernesine) は、自らも多くの子供たちに恵まれていましたが、甥について、最も完全なそして最も美しい意味において、両親の役割を引受けたのです。さらに、受取人によって注意深く守られることになる、(後に、後見人であり養父であるひとが、その被保護者に、彼が生活の中へと歩み出たときに、用意周到に持たせた) 諸助言が与えられました。この被保護者がそれらの諸助言を、彼の全生涯の進行が教えているように、実際にもまた肝に銘じてきたことが、本質的に、(伯父が良き部分としてさらに共に体験することの喜びを有したところの) 彼のより確実な上昇に寄与したのです。その他のことを行ったのは、学校であり、すなわち、ここでは、当時、"明白に刻印された特性をもつ精神的に高い境地にある選り抜きの教師たち" が活動していた聖母修道院ギムナジウム (Marienstiftsgymnasium) でした。ギールケが、そこで最優秀の生徒として過した二年間において、ギーゼブレヒト、カール・エルンスト・アウグスト・シユミット (Karl Ernst August Schmidt)、および、フーゴー・イルベルク (Hugo Ilberg)、ヘルマン・グラスマン (Hermann Gramann)、および、フェルディナント・フリードリッヒ・カロー (Ferdinand Friedrich Calo) のような人々を、先生たちとして有したことを、私は、たんに言及することだけで足りることでしよう。彼の広範な一般的教養、および、表現をめぐって決して淀むことのない、むしろ思想と言葉のあまりにも偉大な豊かさと同格闘する彼の表現技術のみならず、彼の哲学的な、ある程度までヘーゲル (Hegel) によって影響された精神方向、たぶん国民的なロマン主義への彼の傾向もまた、歴史への傾斜と同様に、萌芽においてきざしているように思われます。より最後のもの〔歴史への傾斜〕は、もちろん、始めから、すべてのそしてあらゆる地方的な色合いならびに観方の直接性を持つてはなりません。歴史的な感覚が大きな歴史的環境の印象のもとにまたは伝統の豊かな父なる都市に対する愛の中で展開される我々の専

門のその他の人々とは反対に、ギルケの法史的方法は、以前から、何か非感覺的〔精神的〕なもの、何か抽象的なもの、そして、何か一般的なものに向けられたものを、それ自体として有しています。注意すべきことに、彼は、後に、一度もプロイセン法制史 (Preussische Rechtsgeschichte) を講義したことはありませんでした。彼は、永遠にいつまでも普通ドイツ的な過去の精通者であったしあり続けたのであり、そして、自らをたぶんまさにそれゆえに、後にベルリンにおいて場所に関しては極めてびつたりであると感じたのです。ここベルリンでは、他の人々にとつては遺憾なことに、学説と研究のために、環境と生活からは、その他どこか別のところよりも、より僅かにしか取り出されるべきものはないからです。ひとは、ギルケを歴史家であると、とりわけ学識のゆえに呼ぶことができるかもしれませんが。この学識は、しかし、高い能力に恵まれた早熟の若者に、本質的には、すでに学校が媒介したものであるように思われます。一八五七年秋における学校からの彼の卒業の際に、養父は、すでに当時、強い功名心によって鼓舞されたまだ十七歳にならないギルケと、すべての嚴肅さをもって、いまや開始しつつある法学の勉強において直ちに学者的な生涯行路を眼中に置くことが当を得たものと思われなかどうかの問題を、詳しく議論しました。

最初のゼメスターを、ギルケは、ベルリンで、さらなる三ゼメスターをハイデルベルクにおいて過ごし、ハイデルベルクでは、学生組合アレマンニア (Burschenschaft Alemannia) に所属しました。休暇は、アルプス地方へのそしてベネチアまでの旅行のために用い、二つの最後のゼメスターを再びベルリンにおいて過ごしました。非常に活発な勤勉さにもかかわらず、たぶん彼が、速やかに進歩せんがために諸講義を、彼の先生たちを選択することなしに、単純に（それらが学習計画に従って彼に提供されたままに）聴講したゆえに、獲得物は、あまり大きいものではありませんでした。一般的には、彼は、ハイデルベルクの人々を、その中で、ローマ法学者フォン・ファ

ングロウ (von Vangerow) および「ギールケがそのもとでドイツ法制史を聴講した」その後のバーデンの国務大臣ヨリー (Lolly) を評価しましたが、しかし、教師としての歴史家ルドヴィヒ・ホイサー (Ludwig Häuber) をもまた、当時のベルリンの人々より以上に評価していました。彼がベルリンに戻り、そこで新鮮な力としてゲオルク・ベーゼラー (Georg Beseler) を彼の演習において見知ったときに初めて、形勢は変化したのです。なぜなら、やがて彼の父のごとき友人であり恩人となるその人は、とりわけおそらく彼が熱烈なドイツ人であったゆえにもまた、彼にとって決定的となったのです。ギールケは、そのことを絶えずそして繰り返し感謝し、一八八九年には、彼のペンから流れ出た三つの「追悼の辞の」うちの最初のものである暖かい追悼の辞をとおして、認めてきました。

さらに第六ゼメスターにおいて、候補者「ギールケ」は、グスタフ・ホーマイヤー (Gustav Homeyer) によって直ちに好意的に評価されたディセルタチオン「博士学位請求論文」『封建的諸債務について』(De debitis feudali-bus) を提出しました。信託遺贈法 (Fideikommiss) とともに封建法 (Lehen) が、世襲地法 (Stammgüter) とともに私的フルスト法 (Privatfürstentum) が、最後まで、彼にとって愛好する領域であったのは理由のないことではなかったものであり、その領域において、彼は、とくに多く熱望された鑑定人として、最大の成果をもって活動したのです。すでに処女論文は、良い編成と完全性をとおして、とくにしかし、ベーゼラーの意味における、そして、カール・フリードリッヒ・ゲルバー (Carl Friedrich Gerber) をほとんど憤慨的に拒絶することにおける、厳格にゲルマニスト的な論文の態度をとおして、卓越しています。そして、ゲルバーの魅惑的に短くそして優雅に叙述されたドイツ法を、ギールケは、それにおいてはドイツ的な魂は殺されている、と後になって率直に非難しています。その後のことは、きわめて迅速に進みました。すでに一八六〇年八月二二日に、ギールケは、まだ十九歳

にならずに、二つの法(ローマ民法と教会法)の博士となったのです。

本来的に創造的な仕事を開始したのは、もちろん彼においてもまた、二十歳代の半ばであり、彼が免除された兵役年と予備役の後に、そして、一八六五年六月二七日に裁判所の陪席判事として任命され、ベルリンにおいて自らのためにハビリタチオン〔教授資格請求論文〕に向けて準備することを開始したときでした。請求論文のためのテーマを、彼は、再びベゼラーの助言をもって選びました。それは、ドイツのゲノツセンシャフトというもので、先生(ベゼラー)の独自の理論からの心臓部分でした。先生は、すでに二年前に、彼の有名な書物『民族法と法曹法』(Volkrecht und Juristenrecht)の中で、その対象を“ドイツ民族の法意識の深部から”導き出し、そして、その後、彼のレールブッフにおいてさらに解明することを試みていました。それでもしかし、彼が自ら感じていたかも知れないように、まだ十分に決定されておらず、そして、決して完結的でもありませんでした。すなわち、彼のゲノツセンシャフト概念は、いまなお不明確な中間物であり、彼によって主張されたリアリティーを欠いており、いまなおすべての方法的・理論的な疑いを打倒する証明は、歴史と生活を欠いており、また、諸団体の団体である国家との公法の断固たる関連づけは、その証明を欠いていました。そのことおよび多くのその他のことが、現在では、ギールケをとおして挽回されることになったのです。先生(ベゼラー)の側からの彼(ギールケ)の達成能力についての無条件の信頼の何という証明、他方の者(ギールケ)における何という勇敢な行為、この両者は、ベゼラーがそれをとおして「〈はるかに彼を超えて成長し、そして、それをとおして最も良く彼の功績と彼の名声を後世において保持し、それどころか増大したところの〉一人の生徒である精神的相続人を生む!という」一人の先生としての(ギールケ自身には与えられなかった)最大の幸福を割当てられたところの成功をとおしてのみ、克服されたのです。引き続き時期においては、彼のそうでなくても、(約六十歳の頃になって初めて一時的にいくらか

害されたところの) 元々力強い健康を、深刻に危険ならしめるほどに脅かした、燃えるような情熱をもって、ギールケは、仕事に没頭しました。ただ、もしかするとあるかも知れない良き友人たちとの交友をとおしてのみ、そして、高貴な社交の豊富な世話をとおしてのみ、何らかの変化が登場したのです。高貴な社交を、ギールケは、最後まで、大きな範囲において必要としました。社交が彼を仕事において妨げることはありませんでした。社交は、彼を仕事のために鼓舞したのです。後には、夕方には熟して仕事を打ち切る早起き人間になりましたが、彼は、若年においては、夜型人間であったので、遅い時間においてすら、楽しい集まりから家に帰って着席し、早朝に至るまで、彼の思想の精巧な織物をさらに紡ぐことができました。彼は、人々および人々との会話を、すでに彼の外的な不器用さが内部に向けて侵害することから自らを守るために、必要としました。それゆえ、彼が大学における彼の教授活動を中止せざるを得なかった前年には、ほとんど彼の最大の心配は、彼がもはや毎日談話室において同僚たちを自らの回りに見なくなるということでした。それゆえ彼にはたとえ極めて困難であったとしても、(彼が、理論と実務の交換を評価したのみならず、ベルリンの法律家協会のすべてのクライストの学問的および社交的な交際をもまた評価したところの) 我々の催し物にもはや出席しないこととなりました。彼の研究の比較的長い中断をもたらしたのは、ギールケがそこにおいて国境守備隊の砲兵少尉としてケーニヒグレーツにおける戦闘に参加した、一八六六年の「普墺」戦争でした。その翌年、ルクセンブルク問題のゆえに、新たに軍旗への召集のおそれがあったとき、彼は、おそらくは再びベゼラーの了解をもって、速やかに決心してヴェニア・レーゲンディ〔教授資格の許可 *venia legendi*〕の付与を請願しました。彼は、はじめは、一撃でゲノツセンシャフトの歴史と法を克服すると思信じたとしても、彼は、まもなく、彼はまず第一に歴史を超えては及ばないであろう、それどころか歴史においてもまた、何はさておき諸くさびを広く後退させなければならないことを認識しました。彼が一八六七年四月は

じめに学部長ベーゼラーに学部のために提出したところのものは、すでに翌年には公刊された『ドイツゲノッセンシャフト法史』〔ドイツ団体法史論〕およびその続きである『ドイツケルパーシャフト概念の歴史』の詳細なスケッチの、いずれも計画された全体に關する概観によって伴われていますが、そのせいぜい三分の一に過ぎませんでした。ひとは、再び、ホーマイヤーが報告した判定に、それにもかかわらずある程度、彼にハビリタチオンとしての手書きの千百ページの断片が惹起した穏やかな恐れ (den gelinden Schreck) を認めるのです。しかし、ホーマイヤーは、作品を完全に承認することを拒否しませんでした。その一方、共同報告者であるベーゼラーは、第一判定者によって疑念をさしはさまれた、彼「ベーゼラー」の理論に対する關係での「ギールケの研究の」獨創性を、明白に強調しました。五月一七日の公法と私法の關係に關する試験講義は、もちろん、ただ、最初の諸開始においてのみですが、すでに、とりわけ、ドイツ人のもとでのすべての法の元々の統一性、および、そこから現れるより強力な相互作用と二つの領域の達成された繊細で整然とした区別を求める感覚についての、ギールケの後年の諸主張を展開しました。ドイツ法、プロイセン法および国家法について行われたハビリタチオンは、一八六七年五月二七日にラテン語で行われた、より古い時代とその後時代における手工業ツンプトの相違に關する公開講義をとおして終結にもたらされました。それは、もちろんドイツゲノッセンシャフト法史のための準備作業に基づくものでした。

このテオドール・モムゼン (Theodor Mommsen) の仲立ちをとおしてヴァイトマン出版において、既に言及されたように、早くも一八六八年に現れたこの『ドイツゲノッセンシャフト法史』〔ドイツ団体法史論〕は、巨大な作品でした。たとえ今日では、より多く発展の諸事実のみを確定している第一巻が、大部分は、とりわけギールケ自身のその後の仕事をとおして古くなっているとしても、ただ、著者が、新たな理念との取り組みにおいてもまた、本質的に、その当時手元に存在する文献を彼の諸目的のために十分に利用することに自らを制限せざるを得なかつ

たこと〉は、明らかです。そして、今日もなお、〈私が、自らの三十年以上の原典研究に基づいて、ゲオルク・フォン・ベロウ (Georg von Below) およびその他の人々の最近の諸詳論に直面するとき、この点に関するもつとも完全な確信から確言しますように〉、基本的な諸輪郭は、徹底して確固として存立しており、それは、今日もなお、ゲノッセンシャフトとヘルシャフトの間の、あのギールケによって明らかにされた数世紀間の雄大な格闘に関して、彼の完全な正当性を有しており、まさに今日、アイヌングの決定的意義という重要な諸結果と思想とは、都市自由とその他の諸団体——ひとはスイス連邦 (Schweizer Eidgenossenschaft) のことを考えればよいのですが——の形成にとって、再び啓示として働いています。階級制国家 (Ständestaat等族国家) とその二元主義 (Dualismus) の描写に關してもまた、ギールケは、最新のものに半世紀ほど先に到達しています。とりわけ、しかし、今日もなお、既に、この第一巻のためには、*「ゲノッセンシャフトの視点の下にするほとんどドイツ法制史」*である、という正鵠を射たブルンナー (Brunner) の定式化が妥当なのです。

直ちに、そして、首尾よく、いまや新たな私講師 (Privatdozent) (「となったギールケ」) は、彼の教育活動を、最初から、ドイツ帝国史およびドイツ法制史、〈封建法、手形法および商法と並んで〉「ドイツ私法論、ならびに、国家法を、交互に講義しつつ、開始しました。それは、我々が見るであろうように、主要問題に最後に至るまで留まっているレパートリーです。」

そこで戦争が勃発し、そして、ギールケから再び平和な研究が奪い取られました。彼は、フランスへの戦役に、そしてしかも、ヘッセン連隊のもとで、再び国境守備隊砲兵士官 (Landwehrtillerieoffizier) として参加しました。時には、彼は、彼の中隊長の代理として砲兵中隊 (Batterie) を率いたのでありまして、一八七一年一月九日、メズイエール (Mezieres) を前にして鉄十字勲章 (das Eiserne Kreuz) を受けました。少なからず喜ばしい

ことであつたのは、退任したアルフレッド・ボレーティウス (Alfred Boretius) の後任としてのチューリッヒ大学への招聘でした。招聘はディーデンホーフエン (Diedenhofen) [現フランス領] に届きましたが、〈ひとは彼を、ベルリン〔大学〕において、ペーゼラーの働きかけと学部 の提案によつて、《たとえ最初は無報酬であつたにせよ》一八七二年三月九日に員外教授 (Extraordinarius) としたこと》をとおして拒絶されました。ひとが、彼を、いかに高くそこで評価したかは、彼が一八七二年一月に、学部において、ゲルマン法学の非正教授たち (Nichordianen) の中でもっとも有望な者 der hoffnungsvollste と呼ばれていたことからまた、明らかとなります。ミュンヘン大学におけるパウロ・ロート (Paul Roth) を拒絶した直後、学部は、三十一歳のギールケを、むろんそれほど著しく年長ではないブルンナー (Brunner) とリヒャルト・シュレーダー (Richard Schröder) に続く第三番目の候補者として、〈その後最初にあげられた人〔ブルンナー〕に帰着することになる〉ホーマイヤー (Honeyer) の後継者のために提案しました。

しかしもちろん、すでもはやベルリンの員外教授ではありません。その間に、彼は、すなわち、チューリッヒの招聘を拒絶したことに代わる俸給を、〈彼が、オットー・シュトゥツベ (Otto Stöbbe) の後継者として、ブレスラウ大学の正教授のために、提案され、そして、すでに一八七一年二月一三日に指名されていたことをとおして〉獲得していました。一八七二年の復活祭のブレスラウへの彼の移住とともに、ギールケにとつては、彼の豊かに祝福された人生の、最も美しいそして最も実り豊かな諸章の中の、一章が開始しました。まず最初に、人的関係において。すでに彼は、この名の二人の法学者の妹であるリリー・レーニング (Lilli Loening) と婚約し、そして、彼女と一八七三年四月三日に結婚しました。彼〔ギールケ〕が、見たところ最も固有の体験から、彼のそもそも無意識的な自らの性格描写に富んでいるグナイストの追悼演説の中で、当時、告白していることについて、言わせてい

ただきたいと思います。すなわち、彼「グナイスト」には、すべての人生の宝物の中で最も聖なるものが与えられていました。それは、正しい結婚、〈彼を完全に理解し、そして、完全に彼に命を打ち込むところの〉〈愛と誠実において彼の最後の呼吸に至るまで彼のために世話を尽くすところの〉〈すべての彼の日々の上に太陽の光をそそぐところの〉最も高貴な配偶者たる女性との結合でした。“(と、ギールケは語っています)。私は、彼が数十年の過程で極めて多くの数においてそれに与らせたところのすべての人々に、この彼「ギールケ」の太陽のような家庭生活が忘れてたく留まるであろうことを、付け加えておきます。さらに、プレスラウにおいては、六人の活発な花開く子供たち、三人の息子たちと三人の娘たちが生まれました。さらに、ルヨ・ブレンターノ (Lujio Brentano)、ヴィルヘルム・デイルタイ (Wilhelm Dilthey)、アルフレッド・ドーフェ (Alfred Dove)、および、彼らの夫人たち、親しい友人たちのクライスが、専門同僚の学部においては、ヘルマン・シュルツェ (Hermann Schulze)、カール・ルードヴィッヒ・フォン・パール (Karl Ludwig von Bar)、および、その他の人々が、加わりました。彼らの中でそして大学で受け取った信頼される地位については、これ以上はお話いたしません。むしろただ、彼が、一八八二年ないし一八八三年に光輝ある学長職についたこと、そして、一八七五年には、学部から、教会法の唯一の代表者として、ベルリンへと、臨時の総教会会議 (Generalsynode) に派遣されたこと、だけを言及したいと思えます。それによって、彼は、活発な関与を引受けたにもかかわらず、むしろ必ずしもつねに多くの幸福を持つたわけではなく、おそらくは、しかし、彼の清廉な法感情をとおして決定された彼の不羈独立の態度のゆえに、文化闘争のあの時代において、あらゆる種類の公的な敵対を経験しなかりませんでした。教会法のためには、もともと必ずしも直接には好意を持っていたわけではなかった彼が、教会法を、一八七八年に究極的にジークフリート・ブリー (Siegfried Brie) に、普通国家法およびドイツ国家法 (Allgemeines und deutsches Staatsrecht)

に關する夏学期の講義と引換えに、讓つたことは、驚くことではありません。それと同じ時期、彼は、もちろんただ彼の精通した仕事の諸目的のためにのみ、プレスラウの図書館の豊かな諸宝物の助けをもって、極めて深く中世の教会法学へと関与し、それも「ただだれかある人が、そして、自らに、それによって、『その後』一九一一年に、まさにプレスラウの神学部が、ベルリンの哲学者たちが名誉哲学博士を与えたのとはほぼ同じ時期に、彼に与えた」神学の名譽博士に對する十分に基礎づけられた期待を取得したほどに」関与したのでしたが。いまや彼は、ペーゼラーの模範に従つて、中世法の法源、とくにザクセンシュピエーゲルの演習を持つことを始めました。おそらく彼の最初の生徒は、ハインリッヒ・ロジン (Heinrich Rosin) であり、彼は、その後、彼のもとで教授資格を請求し、先生のプレスラウからの退去前に、フライブルク・イム・ブライスガウへの招聘に応じ、最近、ベルリンから来たマックス・パッペンハイム (Max Pappenheim) によつて代わられました。言葉の本来の意味において学派を作ることは、ギルケには、当時もその後も問題となりませんでした。彼は、彼の講壇からの諸講義 (Kathedervorträge) および彼の諸演習をおして、彼の学生たちを、彼らがまさにそうすることができたように、彼らを将来騎乗させるために、彼らの腰をしっかりと鞍「くら」につけること「すなわち、独り立ちして研究することができるように基礎を固めること」を求めました。それゆえ、そこにおいて我々のきわめて多数の人々が彼らの法制史的な諸処女論文を公刊することが許されたところの、一八七九年にプレスラウにおいて開始された、今日まで一三〇冊を超えて成功裏に出版されている『ドイツ国家史およびドイツ法制史のための諸研究の大集成』(Sammlung der Untersuchungen zur Deutschen Staats- und Rechtsgeschichte) もまた、(例えばその後のカール・ツォイマー (Karl Zeuner) のより小さな集成とは異なつて)、素材の選択に關しても、取り扱ひの方法に關しても、外部からその集成に寄せられたのではない「内部からの」諸論文においてすら、統一的な特徴を担つていないのです。「特

徴があるといえば〕せいぜい、ギールケが、著者に、この著者が判断に従って利用しようと欲するにせよそうでないにせよ、印刷前に、口頭または書面で短い判断を、すなわち、(「あたかも彼〔ギールケ〕が、彼の仕事の負担にもかかわらず、感動的な良心的さにおいて大量に彼に寄せられる文献的な贈り物のあらゆるものに、最後まで、問題に立ち入る感謝の証明をもって酬いたのと、それほど異ならない判断を)、与えたということでした。

プレスラウの時期の間、しかし、最も豊かな実りは、ギールケの書物上の創造物に与えられました。ただそれと並んで、彼が、フランツ・フォン・ホルツェンドルフ (Franz von Holtzendorf) の法律百科事典 (Rechtlexikon) のために多数の項目を執筆し、そして、当時さらに大きな規模において論評したことが、想起されます。その場合、彼は、時には、深く探索する批判的諸考察の中へと多くの独自のものをもまた入り込ませました。(さらに一九一五年に変更を加えられずに再版された) 一八七四年の国家法の基本諸概念に関する研究および最新の国家法の諸理論、ならびに、一八八三年のパウ・ラーバント (Paul Laband) および彼の帝国国家法との論争は、いずれも、精力的に、ラーバントおよびその他の人々のあまりにも形式主義的な方向に反対して開始し、そして、事実と歴史をより正当に評価するであろうより多くプラグマティックな方向のために登場し、そして、著者をして、彼のゲノツセンシャフト法的な研究の背景の上に、それを最後として国家法の教師としてもまた資格づけるために十分であることを示しました。商法 (Handelsrecht) については、しかし、エンデマン (Endemann) のハンドブック、および、ゴールドシュミット (Goldschmidt) の協同組合論 (Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften) などについての類似の諸批判が惹起されました。このほか、ギールケは、この部門と、さらに後になって始めて、商法典 (Handelsgesetzbuch) の新たな規定の機会に、そして、ホルツェンドルフ＝コーラーの百科事典 (Holtzendorff-Kohlersche Enzyklopädie) における彼のスケッチをとおして、さらに特別に関係しました。時には、彼は、おそ

らく現在もまた、かなり大勢の聴衆を前にしての諸講演をもた行っています。すなわち、一八七三年には、旧帝
国と新帝国に関して、一八七八年には、ここベルリンで合唱協会において、もちろんドイツ法への顧慮において、
法の青春と老年に関して、「講演したの」でした。それについては、素材における一致にもかかわらず、ヤコブ・
グリム (Jacob Grimm) の方法と反対であることが、とくに注目に値します。全く彼の要素において存したのは、
自然法とドイツ法に関する一八八三年の彼のブレスラウ大学の学長就任演説でした。それは、大きな構想を持つ、
はるか以前のことから詳細に論じた、そして、それでもしかし単純で明快な諸特徴において自らを展開した概観の
模範であり、そして、自然法の本質と歴史的使命、ドイツの諸法規と法的諸制度の救助についてのその意欲せざる
貢献、ならびに、法の歴史的解釈をとおしてのその克服を、卓抜に叙述へともたらしめています。「それは」ゲノッ
センシャフト法〔団体法〕についての、その間に毅然としてさらに促進された、主たる仕事の豊かな果実！な
ので

す。
このことを「ドイツ団体法論の」第二巻において解決することは、その間に不可能であることが明らかとなつて
いました。一八七三年に発行された第二部は、まさにただ、ドイツのケルパーシャフト概念の歴史だけを与えたの
です。しかしそれは、巨匠の傑作であり、それによってギールケは、一度に、まず第一にドイツ法の「第一級の」
教義史家となったのでした。証書的小説および著書的な諸資料の海の中に深く沈潜し、そして、我々にしかる後に、再
び浮上して、比類のない感情移入の能力をもってそして歴史的な体系系として神の恩恵から、彼が「天性の本質お
よび先祖から遺伝した法の」最も深い深みから見たところのものを言うことの、彼の唯一無二の天稟、それは、こ
こで、その最初の勝利を祝つたのでした。この芸術において、彼は、今日の時代に至るまで、到達されていないの
であり、そして、彼は、たとえ我々の学問のより良い将来が、現在それが問題であると暗示する場合ですら、それ

ほど速やかに、凌駕されることはないでしょう。その〔第二〕巻は、それゆえ、驚くべき諸発見についてもまた豊富でした。唯一つの発見だけを挙げるとすれば、それは、彼によってここで明らかにされた諸土地についての中世法と、諸土地において結合された個々人の交替を超えて自らを高めている抽象的なケルバーシャフト人格 (*Körperschaftspersonlichkeit*) の成立にまつての中世法の意義、です。もちろんその場合、計画は、常に益々拡大しており、そして、ライフワークへと成長しました。そして、その個々の諸巻は、なるほど内的には一つの全体を形成していましたが、同時にしかし、完結した個別の諸作品として現われました。そのことは、まさに、極めて正当にも、続巻において現われました。それらのために、継受の歴史の団体法に関連する部分が与えられうるためには、まず、外国のコルポラチオン理論の歴史が解明されなければならなかったのです。そして、そのこと自体が、すでに間もなく、再び、ギールケ以外のあらゆる他の人々にとっては一生を要求したであろうところの、一つの課題として現われました。そこに、一つの間奏曲が、今度は、むしろ純粹に学問的な種類の間奏曲ですが、やって来たのです。

ギールケは、すなわち、ヘルボルン (*Herborn*) の教授で後のエムデン (*Emden*) の法律顧問であったヨハンネス・アルトゥジウス (*Johannes Althusius*) の、ほとんど忘れられていた一六〇三年の政治学 (*Politik*) のなかに、ほとんど世に忘れられたカルヴァン主義の基礎の上に建設された、そして自然法に先駆ける、国家理論 (*Staatstheorie*) を発見しました。彼は、国家契約 (*Staatsvertrag*) の理論と国民主権 (*Volksouveränität*) の理論、代表原則 (*Repräsentationsprinzip*) の理論にまつての、「ゴット」連邦主義 (*Föderalismus*) と法治国家 (*Rechtsstaat*) の理念にまつての、その中心的意義を、〈彼が、それを、中世の国家理論と自然法的な国家理論の間へと置いたこと〉、そして、彼が法の体系学にまつてのその意義を徹底的に評価したこと〉をとおして明示しようとした。全

体は、すでに一八八〇年に、たぶん最も価値のある、いずれにせよしかし最も成功した〔前掲の〕「諸研究」(Unter-suchungen) のための寄稿として現われました。その書物は、すなわち、それがさらに、一九〇二年と一九一三年の二度、発行されるといふ反響を見出しました。私は、新版が出されたのではなく、「再」発行されたと言います。なぜなら、彼が止むことなく猛烈に前進し、そして、まさに、彼のどっしりとした、と私は言いたいのですが、キクロープス(「二つ目の巨人」)の城壁の上に建てられたような諸構成の巨大さのゆえに、再び数年を費やしたかもしれない新たな諸作業とは関わりを持たず、若干の僅かな諸追加をもって満足したことは、ギールケの一つの特徴であったからです。ひとが、何ゆえにこの書物がそれほど成功したのか、そして、まさに本来有名になったのみならず更なる学者仲間のお気に入りとなさえたのか、を問うならば、ひとは、その理由を、ギールケが千頁以上にする代わりに、ここでは三五〇頁にしておくことで我慢したこと、および、ゲルマニステンの狭い仲間のほか、その場合に、国家論および国家法、法哲学およびそもそも哲学、および、その歴史の主張者たちや信奉者たちもまた、ならびにそれを越えて歴史家たちもまた、考察の中に入ったことのなかにのみ、見出すのではないでしょう。決定的であったのは、この本が、私のためにエルンスト・ランズベルク(Ernst Landsberg)の言葉を用いるならば、

「我々が持っている最もオリジナルでかつ最も重要な文献史的研究のひとつである」ということでした。

そのようにして、それは、ギールケの主著のための開拓者であること、そしてそれも、次第にそれについて興味を見出し始めた読書会におけるのみならず、著者自身においてもまた、すなわち第三巻のための開拓者であること、を、証明しました。「ドイツ団体法論の」第三巻は、すでに一年後に現われ、そして、ますます学問的なできごとを意味しました。それは、古代および中世の国家理論とコルポラチオン理論、ならびに、そのドイツへの受容、を取り扱っています。いかにギールケが、ここで、古代哲学へと、そして、古代のと同様に中世のローマ法へと、

しかしまた、純粋な教会法学へと、そして、ローマ法的にゆがめられた教会法学へと、彼のコルボラチオン理論を取り出すために、精通しようと努めたかは、全く驚くべきことです。国民的視点がより多く後退した一方で、彼がこの課題においては研究者の関心だけが彼の研究の対象へと鼓舞したことが、(さもなければまさに純粋に学問的に向けられた諸性質にもかかわらず、彼の諸研究にただ余りにも容易に対抗したところの)先入見を沈黙させました。さらに、彼は、それでもしかし、ここでもまた、(後にドイツにおいて少なくともまず最初に受容されたイタリアの教義は、ゲルマン的法思想をドイツの法思想自身によってその当時まで認められていたよりも、はるかに大きな範囲において自らのなかに採用していた)という発見をしました。しかし、この巻の読者にとって中心となつたしそして中心となつていゝるのは、国家と教会についての中世的な観方に関する、大規模なそして徹底的な諸詳論でした。理由のないことではなく、まさにこの一部分は、一九〇〇年に、残念なことにその後余りにも早く亡くなつたフレデリック・ウィリアム・メイトランド (Frederic William Maitland) によつて、ケンブリッジにおいて英語に、そして訳者自身の序文をそなえて、翻訳されており、一九一四年の戦争勃発の直前には、しかし、この姿においてジャン・ドゥ・ポンジュ (Jean de Pange) によつて、フランス語でもまた、出版されています。

その間に、ギールケのブレスラウの年月はその終わりに近づきました。再び、ヘルマン・シュルツェ (Hermann Schulze) の活動的な協力のもとに、ギールケは、一八八四年夏において、彼自身がかつてその下で講義を聞いたアヒル・ルノー (Achill Renaud) の後継者として、ハイデルベルク〔大学〕への招聘を受け取りました。指名は、七月一日に、宮廷枢密顧問官の称号の同時的な付与のもとに生じ、就任は、一八八四年から一八八五年の冬学期のために生じました。彼は、ただ六ゼメスターだけルベルト・カローラ (Ruperto-Carola〔ハイデルベルク大学〕) で活動しました。ハイデルベルクのゲルマニストの正教授としての彼の特性において、彼は、バーデン歴史委員会

(Badische historische Kommission) にもまた、正規の構成員となりました。彼のそのような構成員としての退任後、彼は、一八八八年に、〈家族財産法と相続法の歴史ならびに「ローマ法」継受の歴史のためのさまざまなことがらを提出した〉十五世紀におけるバーデン都市法と改革諸計画に関する一つの論文を出版させました。それは、さらに一九一六年にモニュメンタ・ゲルマニアエ(ドイツ歴史の記念碑叢書 Monumenta Germaniae) において計画されたサリカ法典(Lex Sallica) の版に関して起草された鑑定意見の次には、より古いドイツの諸法源の出版が問題となった彼の手になる唯一のものです。

その地方的な魅力をとおして、極めて魅惑的な、彼に学生時代から親愛な(そのうえ仰々しく祝賀された祝祭(Jubiläum) がそこへと帰した) ハイデルベルクにおける短期の滞在すら、ギールケにおいては、ふたたび力強い作品を成熟させました。今回は、しかし、現行法の領域からです。ギールケは、自らを一度、解釈学者として活動させ、そして、ベーゼラーとギールケによって主張された〈実務において次第に多く新生面を開いている〉諸理念に、道を用意するの必要を感じました。それゆえ、彼は、主著についての歴史的作業を中断し、自らを『ゲノッセンシャフト理論とドイツ判例』に関する研究に向けました。最初のボーゲン(全紙)は、彼がすでに彼の『ゲノッセンシャフト法』(団体法論)の第一巻を献呈していたベーゼラーに、一八八五年一月六日に博士学位取得五〇年記念のために謹呈されました。その後、ギールケにとつて、作品は、再び、もともとの計画をはるかに超えて成長しました。ケルパーシャフト思想とケルパーシャフト法をより鋭く作り出すために、彼は、ゲマインシャフト法、とくに、(もつとも緊密な結合にもかかわらず、婚姻による財産共有においても、合名商事組合(合名会社)およびその他においても、諸主体の多数を超えては、統一体(Einheit)を自らのために高めないところの)ゲザムト・ハント(含有)をとともに顧慮すべく動機づけられるのをみました。その結果は、再び一千頁の本でした。それは、

既に、一八八七年の春に現れました。そして、芸術作品としては、たぶんゲノッセンシャフト法の先行する二つの巻ほどには、高い地位にはないとしても、それでもしかし、それは、実務を広範にかつ永続的に刺激しました。

そしてまた、それは、まさに、その著者のベルリンへの招聘にとって、さらに〔選考の〕計測器の皿へと落ちんがために、適切でした。そこに、一八八七年、〈高齡により、創設中であつたゲルマニストゼミナル〔ドイツ法研究室〕の指揮を自ら退くことを望んだ〉ベーゼラーのために新たに作られた補充教授職 (Ersatzprofessur) の任命が問題となりました。明らかに、彼は、ギールケを後継者として獲得することを望んでいました。始めは、〈彼にとつても余りにも無作法に見えた〉ギールケのゲノッセンシャフト法に、批判的に立ち向かつていたハイน์リッヒ・ブルンナー (Heinrich Brunner) もまた、次第にだいにその卓越した価値を評価することを学び、そして、ギールケの中に、自己の研究および教育活動の最善のそして最も歓迎される補充を見出しました。それゆえ、〈第一位にギールケを、第二位にゲッティンゲンにおいて活動しているシュレーダー (Schröder) を、そして、第三位にバーゼルにおけるアンドレアス・ホイスラー (Andreas Heuser) を指名する〉提案リストが成立しました。ベーゼラーは、ブルンナーによつて起草された鑑定意見を、さらに明示的に、ギールケが、その学問的な意義と彼の人格に従つて、無条件に優越に値すると、強調しました。フリードリッヒ・アルトホフ (Friedrich Althoff) は、しかし、〈まさにルドルフ・ゾーム (Rudolf Sohm) をとおして輝かしく強化されたライプツヒの法学部が、ベルリンの法学部をゲルマン法学 (Germanistik) において凌駕することのないためには〉、ブルンナーと並んでのギールケの獲得は不可欠であると確信して、即座に招聘を行わせ、そして、ギールケに受諾が可能とされるため、彼によつて起草された教育、司法および財政の三人の大臣たちの直接報告書をおして世話をしました。すでに一八八七年六月二九日に、枢密司法顧問官 (Geh. Justizrat) としての資格の同時的な付与のもとにする辞令が行なわ

れ、就任は、しかし、それに続く冬学期のために生じました。そうしてギルケは、(そこから彼が博士学位取得(Promotion)と教授資格取得(Habilitation)をもって出発したところの)〔そして〕(彼が一生涯彼の精神的故郷とみなし、そして、それに彼が彼の最後に至るまで、全心をもって愛着したところの)学部(Fakultät)に戻りました。六十七ゼメスターと、〔第一次〕大戦後の時代の二つのその間のゼメスターをそれに数えると、六十九ゼメスターを、彼は、学部に積極的構成員として所属しており、その最後のゼメスターだけを病気によって講義せず、その代わり退職者(Emeriterte)として、私の助手であるワルター・シェーンフェルト(Walter Schönfeld)博士の援助によって一九二一年夏学期には、まだ演習を担当したので、彼は、ベルリンにおいて全部で七十ゼメスターの間、授業を行ったのです。

彼のベルリンの活動は、大部分の人々の眼前に、そしてしかも我々の眼前にだけではなく、たとえたぶん最初からではないとしても、それでもしかし最後の十年間は、極めて直接的に存在しています。それゆえ私は、彼の活動をプレスラウおよびハイデルベルクの活動と同じ方法において描くことを断念することができます。

彼の活動は、ただ休暇をとおしてのみ中断されました。休暇が家で、最後の三十年において、我々の多くの人々にとって親しい、快適な、シャルロッテンブルクのカルマー・シュトラッセにおける彼の住まいにおいて、決して休むことのない研究作業のために用いられなかった限りでは、休暇を、ギルケは、まず第一に、外部での諸会合への参加のために用いました。彼が、彼の友人たちであるアドルフ・ワグナー(Adolph Wagner)、グスタフ・シュモラー(Gustav Schmoller)およびブレンターノ(Brentano)と一緒に、(彼が一八七二年以来、したがって最初から)社会政策学会(Verein für Sozialpolitik)のための、諸総会においては講演者としておよび議長として、委員会においては構成員および副会長として、何を意味したかということ、および、彼が(彼が発起人としてとも

に所属したところの「福音主義社会会議 (Evangelisch-sozialer Kongress) の諸集会において何を意味したかという」こと、それは、それ自体として、「さらに、ヘルリン国家学協会 (die Berliner Staatswissenschaftliche Gesellschaft) をめぐる、および、国家学成人教育コース (die Staatswissenschaftlichen Fortbildungskurse) をめぐる、彼の諸功績もまた、その中で記念されなければならないであろうところの」一章であります。国家と法が社会的精神によって充たされることに向けて、彼もまた、不断に意を用いました。「国家と法の」両者が、その場合、それらの有効性のために欠くことのできない厳格さを失うという危険を、おそらく彼もまた、まず最初には、実際の価値以下に低く評価していました。法律家ギールケには、法律家会議 (Juristentag) がさらに近くに存在していました。法律家会議のために、ギールケは、すでに一八七八年に鑑定意見を起草し、その中で彼は、ドイツの裁判官たちと弁護士たちのための諸試験の帝国法的規律を推奨し、そして、とりわけ兵役期間を算入せずに八ゼメスターの法の学習を、しかし一年間の任命辞令の事後的な日付遡及を伴って、要求しました。十年後、彼は、たとえ完全ではないとしてもより多くの成果を伴って、自由なケルパーシャフトの形成の原則を主張しました。ふたたび十年後、一八九八年に、彼の鑑定意見は、民法典の諸規定に従えば、間接占有者に対してもまた物権の追求が許されることを、完全に主張しました。さらにもっと大きな成果を、彼は、法律家会議においても、その後の一九〇九年と一九一〇年のプロイセンの立法および帝国立法においてすらも、一九〇六年に報告された「国家公務員によって国家公務員に委託された公権力の行使において惹起された損害についての国家の責任 (国家賠償責任) に関する」彼の鑑定意見によって、収めました。しかし、討論における報告者として、ならびに、部会議長として、彼は、とくに「帝国議会における」常設委員会 (Ständigen Deputation) の構成員として、貢献しました。同委員会に、彼は僅かな中断はあっても一八八八年以来所屬しており、一九一五年以来、彼はその議長であり、本

年(一九二二年)九月一四日以来は、彼はその名誉構成員であったのです。〈その際には、彼が彼の令夫人によって、しばしば彼の子供たちの一人またはその他の子供たちによって、伴われるのがつねであり、「そして」彼にとっても、彼がその際に出会った人々にとっても、多くの美しい思い出がそれらと結びついたところの〉すべてのこれらの諸集会は、彼を、ベルリンおよび彼の活動の以前の場所々々をはるかに超えて、ドイツおよびオーストリア全体へと、学術的でない諸クライスにおいてもまた、知られ、そして、愛されしめるために、大きく寄与しました。稀ならず、彼は、その場合、ドイツの諸国境を越えて、スウェーデンおよびノルウェーに、オランダに、パリに、繰り返しイタリアに、とくにローマに、行きました。そこでは、彼は、一九〇三年に、カピトル(Kapitol)での国際歴史家会議(Internationaler Historikertag)においてイタリア語の式辞を行いました。そして、彼は、アドルフ・フォン・ハルナック(Adolf von Harnack)が葬式において彼の棺〔ひつぎ〕によって証言したように、イタリア人たちによってドイツ人全体を体現する人として驚異の眼差しで凝視されました。素晴らしい日々が、さらに、彼に、まさに一九一四年春における戦争勃発前に、フラスカーティ(Frascati)におけるヴィラ・ファルコニエーリにおいて与えられました。一九一一年には、彼は、アテネとコンスタンチノープルを訪問しました。イギリスとスコットランドには、彼は、すでに一八九四年、そして、その後再び一九一三年に、ロンドンにおける国際歴史家会議において、訪問しました。そこでは、彼は多数決原則の歴史について講演しました。その示唆に富む講演は、その後、ドイツ語においてシュモラー年報(Schmollers Jahrbuch)においてもまた、公表されています。それに先立ち、彼は、一九〇九年には、〈ポストンにおいてハーヴァード大学で法学博士Dr. Legumの称号を受け取り、そしてドイツの国家法とそのアメリカ合衆国憲法との諸関係について英語での講演を行うために〉全く海を越えて北アメリカに渡りました。彼の諸作品の範囲とドイツ文字による印刷にもかかわらず、彼は、そのようにして

次第しだいに国際的な妥当性をもた獲得しました。

ベルリン大学では、彼は、おそらくは、彼の以前の活動の諸場所でもっとも中心的な立場を受け入れました。一九〇二年から〇三年には、彼は、ベルリン大学の学長であり、そして、ベルリン大学を、とりわけミュンスター・アカデミーの大学への昇格の際に代表しました。その機会に、彼に、名譽のために国家学博士 (Doktor der Staatswissenschaften) の称号が与えられました。それを彼は、フライブルク・イム・ブライスガウからもまた受け取りました。ベルリンの学長として、彼は、二つの重要な講演、すなわち、一つは、人間的諸団体の本質に関する講演を、もう一つは、歴史法学派とゲルマニستن (「ゲルマン法学者たち」) に関する講演を行いました。一九〇九年には、さらにそれに加えて、シュタインの諸都市条例に関する皇帝誕生日記念講演が加わりました。それらの講演は、すべて三つとも最も緊密に彼の固有の研究作業と関連しています。第一の講演は、減少することのないエネルギーをもって有機体的団体説 (die organische Verbandstheorie) を主張しました。第二の講演においては、彼は、歴史法学派の内部でのロマニستنとゲルマニستنの間の格闘を追求し、改めてゲルマニストであることを告白し、そして、対立のすべての緩和にもかかわらず、ローマ法理論とドイツ法理論のむろん平和的な併存に固執しようとしています。第三の講演は、シュタイン男爵 (Freiherr von Stein) の天才的な法律創造の基礎のうえに、最近のプロイセン諸都市法におけるゲノッセンシャフト的な要素の発展を取り扱っています。ギールケが、たびたび教授会 (Plenum) によって選ばれた構成員として大学評議会 (Senat) に席を占めたことは、ほとんど特別の言及を必要としません。あたかも彼が媒介のための特別の熟練を有していたからというのではなく、おそらくしかし、彼の独立性、率直性、志操堅固性そして正直性が、あらゆる疑いを超えていたゆえに、彼は、繰り返し、物的および人的な諸対立の克服のために、求められたのです。我々の学部長の職を、彼は、三度、務めました。

すでに、ブルンナーの死去以来、彼が我々の長老 (Senior) であった以前から、彼は、特別の程度において同僚たちの信頼と尊敬を受けていました。まさに彼が支配するのではなく、ただともに相談しそしてともに決定しようとしたゆえに、彼は、〈さもなければ《同僚団の構成が時間の経過の中で変化するとき》ただ余りにも容易に、以前の学部ライオンたちがそれに陥るところの》孤立の運命から守られ続けたのでした。

彼の教授活動は、古い諸行路においても広く及びましたが、ただ、一八九七年ないし九八年以来は、新たな学習規定 (Studienordnung) に従って、民法典の物権法および家族法に関する諸講義が、ゲルマン法、商法および一般国家法とドイツ国家法に付け加わっただけでした。時おり、彼は、さらに、とくに著作権法、発明者法および営業法についてもまた、講義しています。毎夏学期、彼は、中世の諸法源に関する諸演習 (Übungen) を担当しましたが、その場合、ほとんど専ら、彼がほとんど中世の共通ドイツ法として順繰りに取り扱ったザクセンシュピール (Sachsenspiegel) のラント法 (Landrecht) 全三巻に自らを制限し、そして、そのために、彼は、早い時期において文献的な練習作業を行わせました。冬学期においては、ドイツ私法 (Deutsches Privatrecht) および商法 (Handelsrecht) の領域からの諸法律事件が決定されていました。

彼の教授の成果に関しては、私は、私自身の感謝すべき思い出から報告することができます。彼が、例えば我々の前に高くされた議長の椅子の上に君臨するように、講壇上に君臨したとき、ひとは、〈より多く彼の理念世界のスタイルの中に、白髪憤怒のライオンのように座っているゾーストの裁判所条例 (Soester Gerichtsordnung) の裁判官を眼前にみることを選ぶのではないならば〉、ミケランジェロのモーゼのモデルを眼前に有することを信じることができました。彼が自己自身との困難な格闘の中で謹厳な態度で語り始めると、彼は、彼がほとんど雷神 (Donnergott) であるかのような気持ちを「我々に」起こせました。彼の諸講義 (Vorlesungen) を、彼は、自

由に、しかし、〈注意深く練られた、豊かに編成され、そして、良心的にフォローされた〉ノートに基づいて、行いました。このノートを、彼は、大学への往路にある〈戦争勃発以来は毎日の回復騎行の場所となっていた〉ティールアガルテン〔動物園〕において、もう一度概観することをつねとしていました。授業 (Vorlesung) は、明瞭で飾り気がなく、そして、厳格に即物的であり、決して易しくはなく、徹底して聴衆の上位の層に向けて裁断されていました。構想の独立性と偉大さは、ギールケの講義をもまた特徴づけていました。私が彼の授業を聞いたとき、私は、すでにそれに先立って、ドイツ法と教会法に私を捧げることから、卓越したパンデクテンの講義をおおして、現代の法にとってのドイツ法的諸理念と諸形成の意義を見失っていました。いかに私が、そこで、ギールケの精神の力強い、彼の構成の一貫性において、および、彼の遂行において印象深い、歴史のおよび解釈論的に根本的に基礎づけられたそして驚くほど完全な体系をとおして——彼は、当時、〔民法典〕第一草案の顧慮のもとにドイツ私法論を八時間講義したのです——極めて圧倒されたかは、忘れがたく私に留まっています。それゆえ、私は、それを文献の助けのもとに四つ折り判の二巻に作り上げました、そして、私には、ゲルマニストになるという決心への回帰は、自明のことであったのです。私と同様に、〈彼の授業を十年間の経過の中で聴講し、より早期のより熱心な諸時期においてはるかに三月までそして八月まで持ちこたえた〉一万人の中の多くのその他の〔学生たち〕は、長い間であれ短い間であれ、完全に彼の思想に魅惑されたのであり、そして、まことに極めて幸運な学生たちでした。数十年を通じて三十人そしてそれ以上に及ぶ参加者を数えた、彼のサクセンシュピエゲルの演習においてもまた、彼は、口頭による教授タレントを通してではほとんどなく、とりわけ彼の学識をおおして、活動しました。その場合に、すでに上級者または十分に準備した者が、彼を質問をおおしてまたは全く矛盾をおおして動揺させんがために、出席していたときは、彼は、自己自身から現れ出たのであり、そして、演習は、自ずから学問的な高みへと上

昇したのです。

すべてのその他の人々においても、学生たちにおいても、彼の成果に寄与したのは、彼の人格と彼の作法でした。彼は、才気と優雅さをとおして幻惑することをしませんでした。あらゆる成功への渴望を、彼は、最も深い心底から嫌っていました。ただ、ここでもそこでも、彼には、それにさらに最も多く法律的に潤色された機知 (Witz) が成功したのです。ドイツ法におけるフモールに關しては、彼が、若い年代にホーマイヤーの博士学位五十年記念のために、一つの可愛い、後に新版が出された書物をすら、書いています。彼自身は、しかし、この貴重な神様の贈り物〔天賦の才〕を、(彼が重要なことを重要でないことから、なるほど十分に区別はしたが、しかし重要なでないことをも、しぶしぶ《しかもたんにそれが彼自身に關係したゆえにというのみではなく》犠牲にしたにすぎないゆえに)、ほとんど何もかも占有していませんでした。彼自身は、しかし、つねに本題を逸することは全くありませんでした。そして、日曜日の午後の家庭内での無邪気な遊びにおいてさえ、容易にそれに熱中しましたが、しかし学問的な諸評論においては完全に熱中しました。私は、グナイスト (Gneist) が、当時の学部長であったハインリッヒ・デルンブルヒ (Heinrich Dernburg) の研究室における口頭による博士試験において、グナイストが全く異なる考えを持っていたところの質問をもって、厳しく私に迫ったとき、ギールケがいかに、ひとたび、試験 (Cibung) の目的を度外視して、私の側に立って自ら論戦を引受け、そして、試験官に対して、彼「ギールケ」が喜んで私から聞いたことがあったであろう諸回答をもって、応酬したかということ、今日もなお、満足をもって思ひ出すのです。ひとが彼から受け取る圧倒的な印象は、彼が考え、言い、そして、行為したすべてのことにおける聖なる真面目さでした。それゆえ彼の表現のパイプオルガンは、ほんらい熱中、満足、そして、憤激という三つのレジスター〔音栓〕だけを有したのです。憤激さえも、彼は、誠実に表明しました。なぜなら、彼は、彼の率直さ

においては、人生の頂点においてすら、まさに、ただ衝突しないことのために無条件に必要であつた限りでのみ、注意を払つたにすぎないからです。しかし、彼は、少なくとも意図的には、決して人を傷つけることはなく、イローニツシユでもありませんでした。それゆえ彼は、なるほど対立者をもつことはあつても、しかしほとんど敵をもつことはありませんでした。義務が要求するところでは、山蔭に身を隠すことはありませんでした。しかし、彼が話すことがなくても、彼をある程度知つた人は、どのように彼が考へるか、どのようにひととは彼と向き合うか、を知っていました。なぜなら彼は、悪意も虚偽もなく、安定しておりそして徹底して信頼することができました。ブルンナーに対する関係が永久に模範的なものに留まつたことは、とりわけギールケの功績でした。彼は、彼の親切と善意を、むしろ、言葉をとおしてよりも、むしろ行為をとおして表明しました。そのことは、彼の本質の北ドイツ的な謹厳さによりも、ほとんどさらにより多く、ある種の不器用さに係っていました。彼は、より早期の年代においては、どちらかといえば情熱的で激しかったのですが、歳を重ねるにつれて、静寂と調和とが、彼において優位を占めました。喜びにさえも、彼は、必ずしも容易には、より多く顕著な表現を与えませんでした。外部における謹厳さには、内部における釣り合いが対応しました。それについては、すでに言及された、一九一一年に詩に作られた彼の生涯に対する回顧もまた、証言を果たしています。彼の意識および思索全体から、全くより高次のこととがらにおいてのみ出現するものに適切である、魂の純粋性が、語りかけました。それらと、本来すべての偉大な創造者の諸性質に内在するあの天真的な天真爛漫さと、子供のように敬虔な意識とが、むしろ教義的および教會的な特徴なしに、結びついていました。たしかにギールケは、彼の内的な価値を自ら意識していました。しかし、外部に向かつては、服装においても、彼のその他の風采においても、必ずしも多くを与えませんでした。それでもしかし、彼は、厳格な自制心において自らを持していました。彼は、すべての生活状態において、彼の名声の高みに

おいてすら、不遜ではなく、すべての学者的高慢さからそしてあらゆる教授的虚栄から自由な、素朴で自然な人間であり続けましたが、そのことが、確かにまさしく彼との交際を極めて快適なものにしたのでした。最大の成果もまた、彼の性格を何ものも損なうことはありませんでした。そして、それゆえに、彼は、なるほど他の人々のように取り巻きたちに崇拜されることはありませんでしたが、しかし真に尊敬され、彼の心に近くある人々によって誠実に愛されました。

公的諸問題に対する彼の立場に関しては、私は、ほとんど申し上げる必要はありません。政治的党派には、彼は、ただ晩年において一時的に所属したにすぎません。その以前には、彼は、我々の極めて多くの人々と同様に、彼の独立性のために、そして、彼が純粹にザッハリツヒ〔客観的〕に留まろうとしたゆえに、彼がたとえいかなる政党にも適合しなかったにしても、どの政党にも忠誠を誓いませんでした。彼の発展全体および彼の歴史的法的的思考方法は、彼を、むしろ「一八」四八年代の自由主義の環境から、次第に保守的な陣営へと導きました。彼は、確信から、そして、心から、立憲君主主義 (conservative Monarchie) の信奉者でした。神とともに国王と祖国のために (Mit Gott für König und Vaterland) という標語は、それが一八六六年〔普墮戦争〕と一八七〇年〔普仏戦争〕の戦場においてそうであったように、「ドイツ帝国」崩壊後もまた、彼の標語にとどまったのです。権威の下の彼の従属は、無批判のそれとは全く異なるものでした。それは、つねに法と良心の枠内に留まっていました。彼は、一度も絶対主義 (Absolutismus) のために弁護したことはありませんし、あるいは、彼の確信から一髪の間も離れることはありませんでした。彼が一九〇六年春、司法大臣ベーゼラーの懲罰によって、皇帝の御前で、現代生活における判例の立場と諸任務について講義したとき、ある新聞は、憤激しなければならぬと信じましたが、それは全く理由のないことでした。彼は、むしろ骨の髄までプロイセン的、ドイツ的でした。彼が、一八一三年

〔ナポレオン戦争〕の自由の戦士たちを先生たちとし、そして、熱愛された祖国の上昇を、兵士の武器をもってならびに精神そのものをもって、共に切り開くことを助け、祖国の最盛期を半世紀をつうじて共に見つけてきたことは、理由のないことではなかったのです。他の場所でも別の憲法諸形態が歴史的に存在し、そして、同様に正当づけられることについては、彼は、完全な理解をもっていました。各人のものを各人に (suum cuique)〔与え〕、あらゆる者に彼のものを、しかり、同じものではないものを〔与える〕、それが、彼の思考方法が決定する方向でした。とりわけ、高く発展した法意識が、彼に固有のものでした。法〔権利〕のために、彼は、彼の最も内奥においてほとんど宗教的な熱情を抱いていました。それが問題となるとき、彼は、法〔権利〕のための闘争をもまた、恐れませんでした。秩序に対する注意は、彼においては、最小のことからにすら及びました。私が、かつて我々の大学から帰る際に、出口と決められた左扉から出る代わりに、入り口を通って建物を出たとき、〔我々二人の外には、私がそれによって道をさえぎったような誰も、そのあたりには認められなかったにもかかわらず〕、彼は、私にそのことで、〔人は、秩序を、直接的な実務的需要がそのために存在しない場合にもまた、秩序自体のために尊重しななければならない〕として、ひどく真面目に非難しました。

精神が法律家を作る (Pectus facit juristam) のです。そのような性質が心身を伴って法律家であったこと、そして、彼の愛全体が祖国の法、ゲルマン・ドイツ法に妥当したことは、当然に理解されます。法が民族精神の所産であることは、彼にとって信仰箇条でした。すべての厳格な学問性と冷静性にもかかわらず、彼には、その場合、ロマン主義 (Romanik) の芳醇な一しずくがともに注いでいました。彼が、道徳性に対するドイツ法の特別に内的な関係を賞賛した場合、あるいは、誠実が以前からドイツ法において演じてきている決定的な役割について語るに至った場合に、そうでした。ただ、彼のロマン主義もまた、ヤコブ・グリムの具体的な感覚的〔ロマン主義〕と

の対立において、何か抽象的・純理的なものをもっていました。彼は、たんなる古代の諸遺物とは、そもそも関わりをもちませんでした。純粹の法制史すら、彼にとっては強く後退していました。彼は、なるほど、法制史家として最高の物を達成しようと欲する者にとつて、直接に實務的な傾向からの離反、それ自身のために生起したところのものへの沈潜、何があつたかということの認識に向かう純粹の衝動が不可欠であることを、認識していました。そして、彼は、例えば、ケルパーシャフト概念の歴史の研究においては、自らも、それに従つて行動しました。しかし、ほとんど意思に反して、そして、ただ一時的でした。次第に多く、彼においては、法制史に対する彼の立場において、法律家が、歴史家を超えて、優越を獲得しました。容易な変化をもって彼がかつてグナイストについて確言したことが、彼について言われます。すなわち、過去において生きていたことが問題ではなく、過去からいまなお生きていることが、彼には問題であつた、と。それゆえ、彼は、物的関係においても人的関係においても、法制史と現行法を分離することに反対して抵抗しました。純粹に歴史的なドイツ私法論については、彼は、何ももの知ろうとは欲せず、そして、あらゆる学者的法律家たち、とくにあらゆるゲルマニストたちからは、彼は、〈たんに歴史的のみならず、解釈学的にもまた、現行法において活動することを〉要求しました。確かにそのことは、望ましいことであり、望ましいことに留まっています。ただ、明白である諸理由から、それは、もはやそれほど容易には実現されただけです。学問の資料は、まさにギールケの固有の活動をとおしてもまた、強力に増加してきています。諸方法は、洗練されてきています。法制史と法解釈学は、精神の極めて異なる態度を要求しており、今日、両者は、極めて大きな装置をもつて作業しており、そして、両者は、極めて多くの異なるものを前提としているので、より大きな規模において両者を実際に克服することは、たださらに僅かな人々にしか成功しないのです。すべての諸事情のもとでは、もちろん理論のために、両者の二国家一君主連合体(Personalunion)に固執

されなければなりません、その場合、それぞれ素質と傾向に従って一方の側面にまたは他方の側面に重点を置くことは、個々人に委ねられたままです。ギールケ自身は、法制史の学問的繁栄のうえに、法制史をとおしての現行法の永続的な結実を置きました。

そのことは、明らかに、彼の研究作業のさらなる継続において現われます。その研究作業から、彼は、彼の偉大なベルリンの立場においてもまた、離れませんでした。反対です。彼においてもまた、さらに、研究者が彼の中においてすべてのことに勝っていたことが、理論と生活における彼の活動の秘密をなしたのでした。彼は、我々の時代の最も包括的なそして最も精神の強固な思想家でした。しかしいつでも彼の研究領域の確かなそして堅く境界づけられた基盤から、そのことは、むしろドイツの私法と公法の過去全体と現在全体を包含しました。それゆえ、彼の文献もまた極めて強力なものです——私はそれをちょうど一万頁と評価します——が、濫作そのものの全く何もかももっていません。濫作から彼を守ったのは、すでに彼の存在の、正確に（彼がそもそも彼の法律学をすべての諸個別性に至るまで決定したように、彼の著作者活動を支配したところの）倫理的特徴でした。諸訂正を、彼は、ペーパー（原稿用紙）上に見ることを喜ばず、むしろ、彼は、好んで下降する線で動く（彼の硬直し角ばった、まさに力強いそしてとくに性格の強固な、しかし明瞭な）諸筆跡において、二度、それどころか三度、書き直しました。あらゆる文章の中に、彼は、本来的に彼の全本質を投入しました。彼のスタイルに対して広範という非難をすることは、極めて不当でしょう。いかなる文章も、彼においては不必要ではありません。ひとは、彼の学術上の生涯業績の、まさに驚くべき集中についてさえも語ることができます。ムルトウム・ノン・ムルタ (Mulum, non multa) 多岐にわたることどもではなく、ひとつのことが深く（研究されるべきである）。彼は、勝手な振る舞いをしたり、盲目的な定式化を刻印したり、または、たんなる着想をおこるといふことは、しませんでした。すべて

において、彼は、ただことがらだけに目を向けました。すべては内的に関連しています。それゆえ、(彼が遺した、そして、それらの若干のものにすでに私は言及しており、その他のものをさらに引用するであろう)多数の諸講義、諸講演、諸論文もまた、彼の主業績の幻の太陽たちにすぎません。その彼の主業績へと、いまや私は立ち返ることにしましょう。

彼の団体法の第四巻について、ギルケは、ゲノツセンシャフト理論に関する彼の本の完成後直ちに、さらにハイドルベルクにおいて作業することを開始しており、そして、この作業をベルリンにおいて、いつもの行動力をもって継続してきていました。第四巻は、近世の国家理論とコルポラチオン理論(Stats- und Korporationslehre der Neuzeit)を含むことになっていました。しかし間もなく、そのためにもまた、余りにも狭すぎるものが明らかとなり、十九世紀における団体理論の歴史は、第五巻のために後回しにされざるを得ませんでした。しかし、十九世紀はじめに至るまでの発展を継続することさえもまた、著者には、もはや完全な範囲においては成功しませんでした。なるほど自然的な社会理論の叙述を、彼は、さらに成し遂げ、そして、それによって全体にさらに特別に価値のある章を付け加えました。ただ、実務へのその浸透にだけは、彼は、もはや、(教会法における、公法学者たちにおける、そして、哲学における、コルポラチオン理論をもまた、もはや彼は追跡しなかったように)、立ち入りませんでした。たぶんここでは、それでもやはり、内的な諸困難もまた示されていたのです。要するに、作品は、停滞したままでした。後になってもまた、仕事は、彼によつては、もはや取り上げられませんでした。なぜか、それを我々は直ぐに見ることになるでしょう。それゆえ、何十年もの間ほとんど売れてこなかった最初の三巻が、そのことがまさに基礎的な諸作品において容易に起きることであるように、後に品切れとなり、そして、一九一三年、復刻版において新たに発行されたとき、著者は、悲哀に充ちた断念をもって、そして、彼の個人的な覚書

をとおして彼にとって特別に特徴的な前書きを伴って、第四巻のその他の点では極めて堂々たる未完の書物を、死後に遺された作品の種類に従って、併せて出版させました。

まず最初に妨げを惹起しただきことは、一八八八年における民法典の第一草案の出現でした。その極めて根本的に学識があるが、しかしすでに克服された立場を主張している理由書 (Motive) を伴う、生活から遊離した作品について、至るところで、いかに幻滅が、とくにしかしゲルマニストたちにとって大きかったか、そのことを、我々年長者たちは、すべていまなおはっきりと思い出すのです。すでに片足を墓場に踏み入っていた白髪のペーゼラーは、少なくとも彼のメモ帳に、流神のゆえに大破門を言い渡すために、さらにペンを執りました。ギールケは、もちろんそれ「幻滅」を、すべての公衆の前で盛大に排斥 (Anathem) として実行しました。ただ、彼は、呪詛することに留まりませんでした。むしろ彼は、まず最初には、シュモラーの年報 (Schollers Jahrbuch) における一連の論文の中で、そして、その後は一八八九年の民法典草案とドイツ法に関する彼の有名な本の中で、ひとはそれを、全体においておよび個別において、より良く作らなければならず、作ることができること、そして、どのようにより良く作らなければならず、作ることができるか、を詳細に論じました。ギールケが、否定することでは我慢せず、それと最も強力に肯定することを結びつけたこと、そのことは、私の考えでは、彼の達成を、(ひとがギールケの本を全く正当にもそれとの比較のなかに置いてきたところの) 立法についての我々の時代の使命に関するサヴィニー (Savigny) の論文を超えて、高めるものです。さらに、それは、著者によってほとんど心血を注いで書かれたゆえに、ところどころギールケによってすら、さもなければほとんどかつて到達されたことのない叙述の高みと力へと高められていることが、付け加わっています。ここには、彼の情熱が、真にもたらされました。今日もなお、ひとは、第一章のある諸頁を感動なしに読むことはできませんし、その他の部分も(何をドイツ国民

は真にドイツ的な法典の言葉と内容において期待することができたのか)に関する教示なしに、読むことはできません。いかなる行路を詳論がとったか、そして、どのようにギールケが自らをその他の場合にもまた、農業が問題となる部門に関するプロイセンラント経済コレীগウム (das Preussische Landesökonomikollegium) の諸審議において、特殊の諸研究において、一八八九年、ウィーン法律協会 (Wiener Juristische Gesellschaft) で私法の社会的任務に関して行われた講演において、関与させたかは、知られていません。プロイセン政府は、彼を、思慮深くもまた最善の識者として第二委員会 (Zweite Kommission) へと送ることを欲しましたが、南ドイツの諸政府は、しかし、そのような高みに自らの意気を高めることができませんでした。ただ、商法典の新たな起草のために、ひとは、彼を後れて引き込みました。民法典のための第二委員会には、ドイツ法の思想家である彼(ギールケ)の代わりに、ドイツ法の詩人であるゾーム (Rudolph Sohm) が入り、そして、作品を、第二委員会においておよび帝国議会 (Reichstag) において、彼のむろん圧倒的に美しい演説をもつて伴なわせました。第二草案は、著しく良くなりました。そのことを、ギールケもまた、認めました。しかし、それでもなお、それをさらにより断固として、より根本的に改変した場合に彼が持ちえたかもしれないほどではなかったのです。一八九五年六月一日、第二草案を、ゾームは、我々の協会において弁護しました。ギールケは、かなり長い演説において、第二草案に反対しました。今日もなお、我々のクライスにおける幾多の人々は、この記憶すべき会議について物語ることを知っています。新聞においても、そして、より小さな印刷物においても彼は、もう一度、督促的に、そして、警告的に彼の声を上げました。さらに、つねに彼は、とりわけ良きもの (das Gute) が問題であり、第二に始めて法の統一 (Einheit des Rechtes) が問題となるのであり、法の統一は熱望されなければならないが、良きものを犠牲性にしてまで急ぐべきではない、と考えていました。理由のないことはありません!。今こそ、ひとは——引き続き時代

が教えているように、たぶんそれでもしかし、必ずしも全く完全に不当というわけではなく——言わなければならぬ、あるいは、今でなければ言う必要はないと信じたのであり、そして、〈速やかな帝国議会の審議から生じたとき〉法典を、二十年后にスイスがオイゲン・フーバー (Eugen Huber) の、言葉においても内容においても、より成功したそしてよりドイツ的な民事法典 (Zivilgesetzbuch) を達成したようには、もちろん諸事情に従って、最高に到達するものに到達することなしに、承認したのです。〈彼が達成したことのすべてのうちで何ものも、真実に祖国のドイツ的な民法を求めるこの闘争ほどには、彼をおそらく有名にはしなかったこと〉を別としても、いずれにせよ、ギールケの仕事は、無益ではありませんでした。

ギールケは、〈と、再び彼自身がグナイストのために特徴づけた一言をもつて言うならば〉、法律家であり、そして、頭のとっぺんから足のつま先まで法律家でした。このことは、彼が、さいころがいったん振られた後では、無批判ではないものの、新法の地盤のうえに忠実に自らを置いたことの中にもまた、確かめられます。彼が直ちに大学でそれを、そしてしかも他の人々のように、一時しのぎにそれに合わせられた諸講義においてではなく、基礎から新たなそれにあわせて裁断された新たな諸講義において、教えはじめたことを、我々は、すでに聞きました。そうでなくてもまた、彼は、〈新法の市民権獲得を容易にし、そして、自らおよび他の人々における新法についての精通を促進するために〉彼がすることができましたを行いました。彼の父なる都市において、彼は、冬学期全体をとおして、時おりは、土曜日へと及んで、そして、一部分は、さらにそれに引き続く夏学期においても、それについての諸講義を行いました。〈彼が、そこにおいて、さらにすでに長い間、第一草案の出現以前から、将来の民法の形成に関する詳論に活発に参加し、そして、例えば、婚姻の夫婦財産制 (das eheliche Güterrecht) のために地域システム (Regionalsystem) を主張したところの〉法律家会議において、我々は、彼がすでに他の関連にお

いて、新法典の法についてもまた、取り組むのを見ていました。それに、特殊の諸研究、すなわち、最初はベルリン大学のデルンブルヒ (Heinrich Dernburg) のための祝賀論文集において初めて現われ、すでに二年後には新版の出た権利能力なき諸社团 (Vereine ohne Rechtsfähigkeit) に関する諸研究が付け加わりました。その中で、彼は、これらの諸形成物をケルパーシャフト法 (社团法) の内部において支配されるものとして、「しかしそれにもかかわらず」法典によつてはそのようなものとしては認められていない諸ケルパーシャフトとして説明しており、そして、それらの中に、自由なケルパーシャフト形成を拒絶する形式的な法に対する生活の勝利を見出しています。最も明瞭に、しかしながら、制定された法 (Lex lata) としての民法典が彼のために獲得したところの意義は、彼の第二の記念碑的な名著である『ドイツ私法論』(Deutsches Privatrecht) に現われています。

そのようなものを「ペンディング編」のドイツ法律学の体系的ハンドブックのために書くことをギールケに促したのは、彼の友人であるカール・ペンディング (Karl Binding) でした。確かにホイスラー (Heuser) は、先立つてこの叢書の中で、私法論 (Privatrecht) を出版させていました。それについてギールケは、後に、たとえ単純化を求める努力と芸術的な円熟において、法概念の選択においておよび特徴づけにおいて若干の恣意なしとはしないとしても、それは思想において深く、理解において精神豊かであり、形式において魅惑的である、と判断しました。とりわけ、しかし、同書は、外国法の受容前に生きていたような純粹なドイツ法の体系のみを与えており、そして、それゆえにもまた、法学入門 (Institutionen) として、ドイツ法への入門 (Einführung) として、徹底して適切である、と自らを称しています。何を学問が、何をハンドブックが、それと並んで必要としたか、そして、何をドイツゲノッセンシャフト法 (団体法) の歴史家 (ギールケ) から最も最初に期待されえたか、それは、(旧時代の法を短く総括するだけに)、その代わりに、しかし、継受をとおしてのそして近世をつうじての法状態を、注

意深く付随させ、そして、現代のためには、「法状態を」一部分は確立し、一部分は新たに修正するところの）ひとつの叙述でした。ギールケは、そのような課題の引受が、彼を、すべての先立つものがそれをなしたのとは全く異なつて、彼のゲノッセンシャフト法から引き離すであろうことを、十分に洞察していました。それにもかかわらず、彼は自らに拒みませんでした。あるいは、ゲノッセンシャフト法の永遠の同一性が、彼を、やはり結局は、いくらか疲れさせたのかもしれない。さらに、彼は、自らを、すべての仕事を行うという彼の努力のゆえに、*“時々まさに荒れた広野”*の徹底的研究にもまた引き入れなければならず、そして、*“労苦の多い探索の成果”*は、その場合しばしば、ほとんど金を含んでいなかったのですから。それゆえ、彼は、おそらく喜んで、翼をより高い飛行のために羽ばたかせることを欲したのです。とりわけ、しかし、一度、現行法についてもまた体系家として、大規模に活動することが、彼を誘惑したのであり、そして、彼は、*「まず最初は、彼が希望したように、さらに延期されるべき法典編纂のために、広範なゲルマニスト〔ゲルマン法学者〕的な基礎を彼が創造することによつて」*さらに救出されなければならぬものを、ドイツ法によつてそしてドイツ法のために救出することを、自らに義務づけられたものとみなしました。この意味において、彼は、新たな課題へと取り掛かりました。その際、彼は、もう一度、ベーゼラーの諸痕跡に従いました。ただ、彼がそこでは、ゲノッセンシャフト法〔団体法〕におけるよりもほとんどさらにより多く、ベーゼラーを超えて成長したのです。

一八九五年に現われた〔ドイツ私法論〕第一巻は、輝かしい業績です。彼は、ゲルマニスト的な立場から、素材をバランスよく、十分に円熟して支配しかつ透徹しています。事柄をすべてのものの上に置いて、彼は、それでもしかし、形式を無視することから自らを守り、そして、例えば、うまく定義することをもまた、理解しています。完全に、それどころか余すところなく、彼は、それにもかかわらず、美しい調和を確保し、そして、諸視点と諸思

想の豊かさをとおして畏敬の念を起させます。驚かせる諸発見として、一つの体系的な叙述を、モノグラフィイのような機会と同じ方法においてではなく、研究の開拓者は、与えています。それにもかかわらず、ここでは、多くのものが、全く新たな光の中で現われました。(その中で、ギールケによつてすでに以前に主張されたいくつかのことが完全な成熟に到達し、その他のことは《その後の機会において、例えば、ギールケの一九一七年にロゴス(Logos)において発表された法と道徳性に関する繊細な研究の中で、さらに個別の点において叙述されんがために》基本的諸特徴において確定されたところの)総論において、直ちにそうでした。人、個人および団体人(die Personen, die Einzelpersonen und die Verbandspersonen) に関する章において、そうです。より最後のものに関する節は、理解しうるように、特別に成功しています。なぜなら、それは、一方では、ゲノッセンシャフト法において用いられた研究の沈殿をもたらし、他方では、同一の規模において、作品のまだ到達していない諸部分を完成させるならば約束されていたであろう諸成果を、先取りしているからです。それには、その後さらに、ギールケの人格的諸権利、すなわち、独自の人格の独立化された諸部分についての諸権利の理論に基づいて、氏名権、商標権、著作権、および、発明者権の理論が、加わりました。ひとは、最近十年間の学問に、それが分析に基づく総合を不当に軽視してきている、と非難してきました。ドイツ法の学問は、この非難にはあてはまりません。ギールケのゲノッセンシャフト法〔ドイツ団体法論〕とギールケのドイツ私法論は、それだけです。その非難に反駁するのに十分でしょう。ゲルマニスト的な立場からは、(ブルンナーの法制史論(Brunners Rechtsgeschichte)におけると類似して、第一巻が決定的に最も良く成功して現われていること)は、もちろん同意されなければならないでしょう。もちろんギールケにおいてもまた、次第しだいに年齢が自らを主張したこと、そして、(まさしく、デルンブルヒ(Dernburg)、レヴィン・ゴールドシュミット(Levin Goldschmidt)、パウル・ヒンシウス(Paul Hin-

(schlus) の生涯業績への一瞥が確認することですが、数十年の経過の中で、なるほど生産力を弱めるわけではないところの(ベルリンの活動が、おそらくはしかし、次第により多く(そこからのみ極めて大きな諸作品の真に芸術的な造形が可能となるところの) 休息を奪うということは、それほど重要なことではありません。決定的なことは、むしろ、ギールケの第一巻の後に直ぐに、民法典がやってきたことでした。ドイツ私法論は、また、既存の制限された意味においてのみであつても、将来的にはもはや存在しませんでした。ギールケは、開始した企図を放棄すべきであつたでしょうか?。彼は、いまや、それをおして彼のゲノッセンシャフト法の運命が封印され、そして、ゲノッセンシャフト法が未完成作品に留まるであろうことを、洞察したにもかかわらず、そうは考えませんでした。いまや、彼は、新法をゲルマニスト的に貫徹すること、新法のドイツ法的内容を展開すること、そして、新法のドイツ性の成長を将来において促進させることを、課題としました。それは、彼が従つてきた内的な良心の強制であつたと彼が保証する場合に、ひとは、彼を喜んで信じるのです。

それゆえさらに二つの巻が、すなわち、一九〇五年には、(すでに長い間、前もって完成されていたが、その後、新法に向けて再度根本的に改作された)物権法(Sachenrecht)が、そして、一九一七年には、債務関係法(Das Recht der Schuldverhältnisse)が、現われています。家族法(Familienrecht)をもたらすはずであつた、引き続き第四巻については、ギールケは、手稿において、婚姻法および夫婦財産法、ならびに、親の権利と子の権利を、嫡出宣言(Ehelicheitserklärung)に至るまで、遺しました。この作品もまた、彼に、それゆえ彼の元々の計画を超えて成長したのであり、そして、巨大な諸形式を取りました。そのうち印刷されたものは、しかしながら、およそ三千頁を充たしています。その場合、中心的地位を占めるのは、物権法です。それは、なるほど、(法律の秩序への顧慮なしに、体系的な諸理由からここに編入される)有価証券法を別とすれば、主たる問題において、民法典

の第三編において規律される諸素材およびそれらの歴史的前身に自らを制限しており、そして、ラント法に留保された諸素材を、特別諸法におけるその後の取扱いのために取り除けています。しかし、ひとが、例えば〈ギールケが同様に一八九七年に《その成果を法律家会議の鑑定意見の姿において我々がすでに知っている》精巧な個別研究の中で、新法を通して鼓舞されて新たな生命を獲得した》動産占有の理論を考えるだけでも、それは、ゲルマニスト的にさらに極めて実り豊かなものであります。いずれにせよ、すでに、そこでは、ギールケが独立の原典の基礎をプロイセン一般ラント法 (das Preussische Allgemeine Landrecht) を超えては遡っていないことが、現れていました。あらゆる個々の制度に関して、彼がそれをたとえより控えめな基準においてであれ、ゲノッセンシャフト法のために行ったのと類似して、中世からローマ法継受をとおして、パンデクテンの現代的適用 (usus modernus pandectarum)、諸規約、および、より古い地方特別諸法をとおして、個別的に追求すること、それは、まさに、ギールケの仕事力をもつ二度目の人生を必要としたことでしょう。そのことが、とくに認められうるのは、第三卷においてです。法典前の時代からのドイツ法は、第三卷においては、著しく後退しています。このことは、ギールケが、債務と責任についての中心問題を、彼によって編集された集成 (Sammlung) の一九一〇年の第一〇〇冊の中で先取りしていたゆえにもまた「そうなのです」。キルペリヒ王 (Chilperich) の勅令 (Edikt) における相続法 (Erbrecht) と近隣法 (Vicinenrecht) に関する多く詳論されたすでに一八七六年の研究、および、ドイツ法律語辞書 (Wörterbuch der deutschen Rechtssprache) の同人となったことから生じた、一九〇八年のシュレーダー (Schroder) 記念論文集における完全私有地 (Allod) の項目にすぐ続いて、債務と責任に関する書物は、その著者のもともとの唯一の純粹に私法的なモノグラフィーであり、そして、ひとがさらにそれについて考えることができるように、いずれにせよ〈その当時までは、ただスカンジナビア法および中世ザクセン法のためにもみ取り扱

わられてきた問題を、たとえおそらく十分に広範とはいえないとしても、より広範な基礎のうえに、そして、必ずしも確定的にはないが、詳論したという価値を有しています。しかしそれによって、もちろん、ハンドブックにおける債務法の王冠から、最も美しい真珠の一つもまた、取り出されました。その他の点でもまた、ギールケは、特殊の諸研究をおして、すなわち、一九一一年においては、フェルディナント・フォン・マルティッツ (Ferdinand von Martitz) のためのベルリン大学祝賀論文集において、債務承継と責任に関する寄稿をおして、一九一四年においては、ブルンナーのための「記念論文集において」雇用契約の諸根源に関する啓発的な研究をおして、同年には、その前に亡くなったエミール・シュトロアール (Emil Ströhal) に捧げられた、たんに一時的な債務諸関係との対立における継続的債務諸関係の平和的解除をおして、責任の重荷を果たしました。それゆえ、第三巻もまた、多くの美しい果実を担いました。ひとは、学問的にゲルマニスト的立場からは、ギールケが（我々に、例えば、ホルツェンドルフ・コーラーの百科事典における彼の素晴らしい概要の二十倍の範囲において、二巻または三巻において、《その中で、民法典の法が、たんにより古い法のひた寄せる波のたんなる泡のように現われ、より古い法が、これとは反対に、その現代に至るまでの歴史的発展の中で、そして、その諸理念の内容において、完全に妥当に至っているであろうところの》、本来的なドイツ私法論 (Deutsches Privatrecht) を贈ることを）思い切っしてしなかったことを、遺憾とするかもしれません。そうする代わりに、彼は、国民的・法政策的視点を前面に打ち立てました。しかし、それもまた、一つの偉大な行為でした。彼をおして、ゲルマニストは、いまやとくに債務関係法にもまた、全体においてもすべての個別の諸点においても、着手してきているのです。それによってギールケは、彼の友人であり同僚であるデルンブルヒ (Dernburg) と同様に、新たなドイツ民法の大家として、しかしゲルマニスト的な「ドイツ民法の」大家として終わったのです。

二世代をとおして、そのようにギールケは、(我々には今日すでにほとんどメルヘンのような気持ちを起こさせる)諸事情の恩恵のもとに、創造して行くことができました。少なくとも彼の諸理念の同時代の学問の共有財産への移行に関して言えば、彼の成果は、他の人々におけるよりも遅いものでした。しかし、その成果は、その代わりにもたもつと一般的であり、そして、もつと永続的なものでした。理論と実務への彼の影響に関しては、公法においておよび私法において、そして、はるかにそれを超えてゲノッセンシャフト制度に向けては、国家理論において、社会学において、社会的領域において、独自の諸研究が提出されて来しました。一般的には、彼の諸理論は、決して受け入れられませんでした。しかし、彼は、また、ひとが彼の諸理論から離反すること、あるいは、本質的に彼の諸理論を超えて行くことを、体験する必要もありませんでした。そして、すべての頁から彼に最大の尊敬が与えられました。その尊敬は、彼の達成に対してと同様に、彼の人格に対して、妥当しました。最後に、彼は、(彼の子供たちが、各人がその仕方において、二三の子供たちはそのうえ公的な諸地位において、一人の子息は最も近い専門仲間としてゲルマニスト的な大学正教授において、彼らの職業を遂行しており、そして、十六歳の孫が彼に続いて成長してきたこと)を、彼が体験することが許されたところの、彼の家庭の真只中において、家族長として現われたのみではなかったのです。彼は、むしろ、ゲルマニストたちの(そして多くのその他の同僚たちの)広いクライスにとつてもまた、家族長でした。最も明瞭に、そのことは、(彼が博士学位取得五十年記念祝賀を意欲された隠遁における休暇の間に行い、六十年記念祝賀を病気のゆえに不本意の隠遁の中で行ったにもかかわらず)、彼の七十歳の誕生祝賀の日に、(「すなわち」)彼が彼の生涯の最も美しい日に数えたところの一日に、生じました。前もって学部が彼を三巻の祝賀論文集をもつて祝賀していたのですが、彼に対して、いまや尋常でない多数の生徒たち、友人たちおよび崇拜者たちが、彼の胸像のほかに、(それについて彼が、上機嫌に、《すでにその範囲が、私

の精神の子供たちとの一見しての親近性を裏切っているね」と考えたところの「祝賀の贈り物を捧げました。その他の大喝采については、あなた方は、私をして沈黙させて下さい。まだ言及されていない名誉学位授与、諸アカデミー会員などのような、彼に対してその当時またはその他の機会に与えられたその他の諸名誉と諸顕彰についてもまた「沈黙させて下さい」。ただ、一九二一年一月二七日の世襲貴族の付与と、一九一五年におけるプール・ル・メリト勲章の平和クラスの議決権ある騎士の任命とが、さらに特別に言及されるでしょう。

まさに私には収穫を喜ぶ *Ja, mir hat ein erntefroher*

活発な仕事日が花開いている。 *Rüstger Arbeitstag geblüht.*

恩恵によって明るく照らされ、 *Hell von Gunst bestrahlt, von hoher*

高い仕事熱により燃え立って。 *Werkbegeisterung durchglüht*

と、彼は、まさに七十歳の記念祝祭の際に、最も深い心の底から告白しました。

「現世での行路の終わりの前には、ひとは、いかなる死すべき者をも幸福であると賞賛すべきではない。「この古い格言を、ギールケは、以前、ベーゼラーへの彼の告別の辞の中で、そうすることで、ベーゼラーには幸福が最後まで忠実に留まった、ということを確認するために、自分のものとししました。彼自身には、残念ながら、幸福は、それとは異なって与えられていました。」

もちろん、すでに戦争の勃発によってではありません。なるほど、彼は、それをとおして作られる状態の恐るべきことを、決して低く評価してはいませんでした。しかし、恐怖を、彼は決して知りませんでした。その宗教性が古いプロイセンの種類に従って（それがたぶん純粹の来世的キリスト教と契約を結んでいる）より以上に強い国民的な打刻を有したところの彼は、神が祖国とその平和を愛する皇帝の良き権利を不名誉にはさせないであろうこと

を、堅く信じていました。法律家としてならびに歴史家としての彼のために、浮動的な世界過程に対する関係で、抑制が要求されることを、彼は承認しませんでした。危険の瞬間から、彼は、ただいっそうドイツ人でした。彼は、一八七〇年へと引き戻されるのを感じました。そして、彼は、もはや武器をもって闘うことはできなかったので、ひとが彼を理由なしにはなくすでに以前から一種の法律的なゲルマニアの指導者 (Praeceptor Germaniae) とみなすことに慣れてきていた彼は、言葉にそしてペンに訴えたのです。極めて感激して、そして、感激しつつ、ただ若者たちの誰かのように、彼は、一九一四年九月一八日に、戦争と文化について語りました。この意味において、〈ひとが今日、なるほどいまなお苦悩に動かさせられてのみ読むことができるが、しかし、彼の祖国愛に対する、そして、それらから物語る道徳的高貴さに対する、最大の尊敬なしには、読むことができないところの〉彼のその他の戦争諸著作および彼の戦争諸詩もまた、理解されることを欲するのです。すべての変転の諸場合においてひるむことなく、彼は、勇敢にそして徹底して一貫しました。一九一八年の悲惨な冬月の最初の数日においては、まだ、彼は、一般公衆の前に、かの詩人「エマヌエル・ガイベル、1815-1884」とともに、確固たる信頼に、*「もう一度、ドイツの本質によって、世界は甦るにちがいない (einmal am deutschen Wesen werde noch die Welt genesen) 」* という表現を与えました。

それでもしかし、まず最初に、彼が考え、そして、我々が彼と共に希望していたのとは、ああ、全く異なることになりました。それは、彼の人生の悲劇でした。戦争から無事に帰還した二人の息子たちのうち、彼の大きいなる期待を正当づける最も若い息子が、彼と彼の家族たちから悪性の病気をとおして突然に奪い取られたことは、それが極めて厳しく彼を襲ったにせよ、彼にとって最も困難なことではありません。彼の祖国の残酷な運命、そして、彼の民族の深い没落、それらが彼の最も内奥において出会ったのです。あの恐るべき日々においては、こ

このブランドンブルク門で戦闘が行われ、機関銃がタタタタと音を立てていたので、私は、たびたび、このいつでもなお（ほとんど青白くない亜麻色の、いつでもなお波立つ頭髮とひげをもった）偉大な旧時代からの直立したボンメルンの偉丈夫の側を通って、大学への確固たる義務の履行のための回り道をして、朝霧の中から太陽が血のように赤く、ティーアガルテン〔動物園〕の霜の降りた木々の上に登る間に、移動したのでした。あなた方は、私に、何がある場合に彼を動かしたのかを描き出すことを免除していただきたい。ただ、私は、彼がさらに一九一九年五月四日、ゲルマン的国家思想に関する彼の美しい明澄な、勇敢な演説の中で表現したことは、最後の呼吸に至るまで彼を鼓舞したものが、ドイツの将来に対する信念、あるいは、そうでないとしても希望であったということ、あなた方に、保証したいと思いません。

それゆえ、このドイツの柏の木は、たとえ嵐の中においても、倒れてしまつてはいません。毅然として、彼は、さらに作業し、そして、すべての憲法、またさらに新たな憲法を、それが彼の趣味に従うものではなかつたとしても、十分に検討しました。一九二〇年春には、彼は、より静かになり始めました。そして、諸特徴と態度を変えました。夏には、彼は、同様にまだ家庭の祝祭を感謝して行つた後に、深刻な障害を受けました。さらに彼は回復し、新たにペンを握り、彼の八十歳の誕生日を一般の参加のもとに行い、そして、夏には、すでに述べているように、もう一度、たとえ諸困難がないわけではなかつたとしても、彼のザクセンシュビーゲルの演習をもつことができたことは、幸いでした。精神においては、彼は、強いままでしたが、ただ身体だけは、より弱くなりました。しかしそれについての嘆きは、一度も彼の唇から洩れることはありませんでした。彼の地上での存在の最後の耐える日曜日に、私は、彼を、いつもの訪問の際に、彼の家のテラスで見出しました。どのように彼がそこに金朱色のぶどうの群葉に絡まれて座つていたか、どのように彼が、普通でなく長い間暖める太陽を、そして、家とともに

かつて彼自身によって設置された庭園の今なお緑の木々を、喜びとしていたかを、私は決して忘れないでしょう。正反対へと変化した世界における、高貴な成熟の姿と次第に消え行く黄金時代の姿！。その後、日ならずして、彼を熱病が襲いました。苦しむことなく、彼は、一九二一年一月一日の初更、肺炎によって眠りにつき、そして、〈彼がすでに十年前に敬虔な婦依のなかで「次のように」歌っていたところの〉神が、彼を、すべての地上的な深い悲しみから解放しました。

いざ来たれ、すべての圧迫者よ！

Komm heran denn, Albezwinger!

私の未来はお前のものではない。

Meine Zukunft ist nicht dein.

地上のものに平和をもたらす者であれ！

Sei dem Irdschen Friedensbringer!

私の真の本質は神のものである。

Gottes ist mein wahres Sein.

高く声望のある会衆の皆さん！

今日は、あの日、「すなわち、」その当時、国王ご夫妻および皇太子の臨席のもとに、ギールケの先生であり博士学位の授与者であったルドヴィッヒ・エドゥアルト・ハイデマン(Ludwig Eduard Heydemann)によって、フリードリッヒ・カール・フォン・サヴィニー(Friedrich Karl von Savigny)に対して、我々の諸追悼演説の最初のもが行われた、あの日から、ほとんど六十年が経っています。サヴィニーが輝かしい始まりでした。ギールケは誇り高い最後となるでしょうか？。もはや断じて、私は、そう信じることはできません。もちろん〈彼自身がそれをもってかつてグナイスト(Gneist)の生涯業績の永続性について語ったところの〉信頼をもって、我々は、今

日、彼の生涯業績の永続性について語ることはできません。国家は、いまなおつねに、苦悶に絶望しているように見える状態にあります。そして、何が、我々に外的な圧力のもとで、そして、内的な規律喪失のもとで、未来をさらにもたらすであろうかは、誰も知ることができません。我々の日々の経済的および社会的な諸転覆によって、とくに我々の文化のための、なかならず学問のための、諸希望は、至るところで不透明です。それでもなお、我々は、〈もし我々が最後の息を引き取るまで、我々のドイツ法の学問の英雄時代と彼がその学問において獲得したことのすべてを、我々と我々の後進たちのために保持することに努めないとすれば〉、我々の不滅の巨匠の悪しき弟子たちであることになるでしょう。そして、それにもかかわらず最悪のことが来るとしても、我々は、彼のアルトゥジュウスから、〈そのような人格とそのような生涯作品が、数世紀の後ですら、新たな生命を目覚めさせるためには、ただ「一人の」精神の血縁者を必要とするに過ぎないこと〉を知っているのです。それゆえ、大胆に、そして、不穏な夜にこの意味における勇気のために、すべての謙虚さにおいて、詩人〔ゲーテ〕の言葉が、ギールケに適用されるでしょう。すなわち、

あなたの地上の日々の痕跡は、
 未来永劫に消えることはできない。
 Es kann die Spur von deinen Erdentagen
 Nicht in Aeonen untergehn.

【終わり】